

地方公共団体のための
地方創生 S D G s 登録・認証等制度ガイドライン
2020 年度暫定版（案）

2020 年 月

地方創生 S D G s 金融調査・研究会
（事務局：内閣府地方創生推進事務局）

はじめに

2019年3月25日付で、「地方創生SDGs・ESG金融調査・研究会」より、「地方創生に向けたSDGs金融の推進のための基本的な考え方」¹が示された。この報告書の中では、地域の多様なステークホルダーが連携して、地域課題の解決に向けて、キャッシュフローを生み出し、得られた収益を地域に再投資する「自律的好循環」を形成することが求められている。

2019年度に設置された「地方創生SDGs金融調査・研究会」では、「地方創生SDGs金融の官民連携のパートナーシップによる自律的好循環形成に向けて」²の報告書が作成され、登録・認証等制度の展開や、様々なステークホルダーによる事業の取組に対する評価手法等の構築等の枠組みについて具体化が本格的に進められているところである。

本ガイドラインの策定に当たって

「地方創生SDGs登録・認証等制度」について有識者及び実務経験者等により、以下の3点を基本的な考え方としながら、本ガイドラインの内容等が議論された。

- ① 既にいくつかの地方公共団体等で実施されているSDGsに関する登録等制度の内容との整合性に配慮すること
- ② 登録・認証等の制度の実施を検討しようとしている、または未だ実施検討を行っていない地方公共団体等の状況等を踏まえたものとする
- ③ 地域事業者等による地方創生SDGsに関する取組を加速させるような仕組みであること

本ガイドラインは、これらの議論等を踏まえ、「地方創生SDGs金融調査・研究会（事務局：内閣府地方創生推進事務局）」が策定したものである。

地方創生の実現に向けては、SDGsへの取組を通じた官民連携のパートナーシップの構築が重要であり、今後、地方創生SDGsに積極的に取り組む地域事業者等における取組の「見える化」の必要性が高まることが想定される。そのため、各地方公共団体における「地方創生SDGs登録・認証等制度」の構築を支援するガイドラインを提示し、積極的な活用を促すものである。

なお、本ガイドラインについては、今後も地方公共団体関係者、民間企業、住民、有識者をはじめ関係各分野からのご意見を踏まえながら継続的に見直しを実施する予定としている。

¹ https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kankyo/kaigi/sdgs_kinyu.html

² https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kankyo/kaigi/sdgs_kinyu2.html

1 地方創生SDGs金融調査・研究会（敬称略・五十音順）

2

3

◎座長 ○座長代理

4 （委員一覧）

5 上田 ゆかり 北九州市企画調整局SDGs推進室次長

6

7 金井 司 三井住友信託銀行株式会社経営企画部フェロー役員
8 チーフ・サステナビリティ・オフィサー

9

10 蟹江 憲史 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科教授

11

12 篠崎 研一 第一勧業信用組合連携企画部部長

13

14 渋谷 博之 多摩信用金庫経営戦略室長

15

16 鈴木 圭一 株式会社横浜銀行地域戦略統括部長

17

18 竹ヶ原啓介（○） 株式会社日本政策投資銀行執行役員産業調査本部副本部長 兼
19 経営企画部サステナビリティ経営室長

20

21 林 宏行 長野県産業労働部長

22

23 三宅 和彦 株式会社愛媛銀行執行役員企画広報部長

24

25 村上 周三（◎） 一般財団法人建築環境・省エネルギー機構理事長
26 一般社団法人環境不動産普及促進機構理事長

27

28

29 （オブザーバー）

30 金融庁

31 経済産業省

32 中小企業庁

33 関東経済産業局

34 環境省

35 外務省

36

37

1	目 次
2	
3	第1章 本ガイドラインにおける基本事項
4	1. 本ガイドラインの目的
5	2. 本ガイドラインの基本的な考え方
6	3. 本ガイドラインの構成
7	4. 本ガイドラインにおける用語の説明
8	
9	
10	第2章 地方創生SDGsの推進
11	1. SDGsの採択と国内における取組
12	2. 地方創生SDGsの推進
13	3. 地方創生SDGs金融を通じた自律的好循環の形成に向けて
14	
15	
16	第3章 地方公共団体によるSDGs登録・認証等制度の取組
17	1. 地方公共団体におけるSDGs登録・認証等制度を巡る現状
18	2. 「地方創生SDGs登録・認証等制度」の意義
19	
20	
21	第4章 「地方創生SDGs登録・認証等制度」の構築に当たって
22	1. 「地方創生SDGs登録・認証等制度」の基本的な考え方
23	2. 制度構築に当たっての手順
24	
25	
26	第5章 「宣言」「登録」「認証」の制度設計に当たって考慮すべき事項
27	
28	地方創生SDGs宣言制度
29	地方創生SDGs登録制度
30	地方創生SDGs認証制度
31	
32	
33	第6章 本ガイドラインの今後の方向性
34	

1 第1章 本ガイドラインにおける基本事項

3 1. 本ガイドラインの目的

4 本ガイドラインは、地方創生SDG s 金融を通じた「自律的好循環」を形成するため、SDG s に積
5 極的に取り組む地域事業者等の登録・認証等に係る制度の構築に関心のある地方公共団体（既に制度を
6 構築している団体含む）を主に対象として作成している。地方公共団体が登録・認証団体として、地域
7 事業者等によるSDG s への取組の「見える化」等を行うための「地方創生SDG s 登録・認証等制度」
8 を運用するに当たって、整備すべき事項等について考え方を示すことで、その取組を促進することを目
9 的としている。

10

11 2. 本ガイドラインの基本的な考え方

12 本ガイドラインは、各地方公共団体自らが地域の実情等に応じて制度を構築・運営するための支援ツ
13 ールであり、本ガイドラインの使用を強制するものではない。

14 具体的には、「地方創生SDG s 登録・認証等制度」を取り入れることの意義や「地方創生SDG s 登
15 録・認証等制度」の目的及び概要、取組によるメリット等を明示することで、これまで地方創生SDG
16 s への取組が進んでいない、または取組の実施について検討している地方公共団体による取組の一層の
17 加速化を図るものである。更に、既に「地方創生SDG s 登録・認証等制度」を独自で策定している地
18 方公共団体においても、引き続き取組を更に促進、拡大するための参考となる考え方を示すものである。

19

20 3. 本ガイドラインの構成

21 本ガイドラインの構成は、以下のとおりである。まず、第2章では、地方創生SDG s の概要と現状
22 について説明する。続く第3章では、「地方創生SDG s 登録・認証等制度」の概要について説明を行う。
23 第4章では、「地方創生SDG s 登録・認証等制度」に期待される事項と具体的対応方法について説明を
24 行う。第5章では、「宣言」「登録」「認証」の制度設計に当たって考慮すべき事項の説明を行うこととす
25 る。

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

4. 本ガイドラインにおける用語の説明

①地方創生SDGs登録・認証等制度

本ガイドラインで検討を進めている制度を指し、以下の3つの制度の総称をいう

・地方創生SDGs宣言制度

・地方創生SDGs登録制度

・地方創生SDGs認証制度

※地方公共団体によって既に運営されているSDGsへの取組を行う地域事業者等の登録等に関する制度については、「登録・認証等制度」と記載する。

②登録・認証団体

制度の構築・運営を行う団体をいう（地方公共団体を想定）

③宣言制度運用団体

宣言制度の構築・運営を行う団体をいう

④登録制度運用団体

登録制度の構築・運営を行う団体をいう

⑤認証団体

認証制度の構築・運営を行う団体をいう

⑥宣言団体

宣言制度に申請し、宣言を行った団体をいう

⑦登録団体

登録制度に申請し、登録された団体をいう

⑧被認証団体

認証制度に申請し、認証を受けた団体をいう

⑨審査者

申請書類を確認・評価する者をいう

⑩評価手法・評価基準

登録・認証等を行うに当たっての評価及び登録・認証後に取組の進捗確認等を行うに当たっての評価に関する手法及び基準をいう

※評価の実施に当たっては、「地方創生SDGs取組達成度評価項目³」等を参考とし、地域の実情に応じた評価基準等を独自に設定することが期待される。

³ https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kankyo/kaigi/pdf/sdgs_finance_report_main.pdf

1 第2章 地方創生SDGsの推進

2 1. SDGsの採択と国内における取組

3 持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）は、2015年に国連本部において
4 採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核文書であり、17
5 のゴール（目標）と169のターゲット等から構成されている。先進国・途上国を問わず、世界全体の経
6 済、社会及び環境の三側面の観点から持続可能な開発を統合的取組として推進し、SDGsの達成に向
7 けた取組を進めることが求められている。

8 国内においては、関係行政機関相互の緊密な連携を図り、SDGsの実施を総合的かつ効果的に推進
9 することを目的に政府内に持続可能な開発目標（SDGs）推進本部⁴（本部長：内閣総理大臣）を設置
10 し、「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針⁵」及び「SDGsアクションプラン（以下、アクショ
11 ンプラン）⁶」が決定された。

12 アクションプランにおいては「SDGsと連動するSociety5.0の推進」、「SDGsを原動力とした
13 地方創生」、「SDGsの担い手として次世代・女性のエンパワーメント」を三本柱とする日本の「SD
14 Gモデル」が掲げられ、SDGsの達成に向けた取組が、日本の各地域が抱える諸課題の解決に貢献
15 し、持続可能な開発、すなわち地方創生を推進するものとされている。
16

17 2. 地方創生SDGsの推進

18 地方創生に向けての中期的な政策目標及び具体的な施策等をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合
19 戦略（2018改訂版）」（2018年12月21日閣議決定）⁷では、「今後、更に地方創生を深化させていく
20 ために、中長期を見通した持続可能なまちづくりに取り組むことが重要であることから、2030年を期
21 限とするSDGsの達成のための取組を推進し、SDGsの主流化を図り、経済、社会、環境（順番）
22 の統合的向上等の要素を最大限反映する」旨が示された。

23 内閣府では、2018年より地方公共団体によるSDGsの優れた取組を提案する都市を「SDGs未来
24 都市」としてこれまで93都市を選定し、成功事例の創出及び普及展開を図るほか、「地方創生SDGs
25 官民連携プラットフォーム⁸」を通じてSDGsに積極的に取り組む広範なステークホルダーにおける
26 パートナリシップを強化するなど、地方創生SDGsの推進に向けた様々な取組を行っている。
27

28 3. 地方創生SDGs金融を通じた自律的好循環の形成に向けて

29 地方創生SDGsの推進による持続可能なまちづくりの実現に向けては、地域の様々なステークホル
30 ダーが、SDGsを原動力として地域課題の解決等に向けて連携して取り組み、その中で得られた収益

⁴ <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/>

⁵ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/effort/index.html>

⁶ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/effort/index.html>

⁷ <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/meeting/index.html#an1>

⁸ <http://future-city.jp/platform/>

1 を地域に再投資する「地方創生SDGs金融を通じた自律的好循環の形成」が重要である。地方公共団
 2 体は自らが中心となり、地方創生SDGsに積極的に取り組む地域事業者等の「見える化」を行い、地
 3 域金融機関や様々なステークホルダーと連携して地域事業者等の取組を支援することで、更なる取組の
 4 推進及び地域の自律的好循環の形成の加速化につなげることができる。また、制度の構築を機に、これ
 5 からSDGsに取り組む地域事業者等の裾野の拡大が図られ、地域全体での地方創生SDGsの取組の
 6 推進を図ることが期待される。

7



8

9

第3章 地方公共団体によるSDGs登録・認証等制度の取組

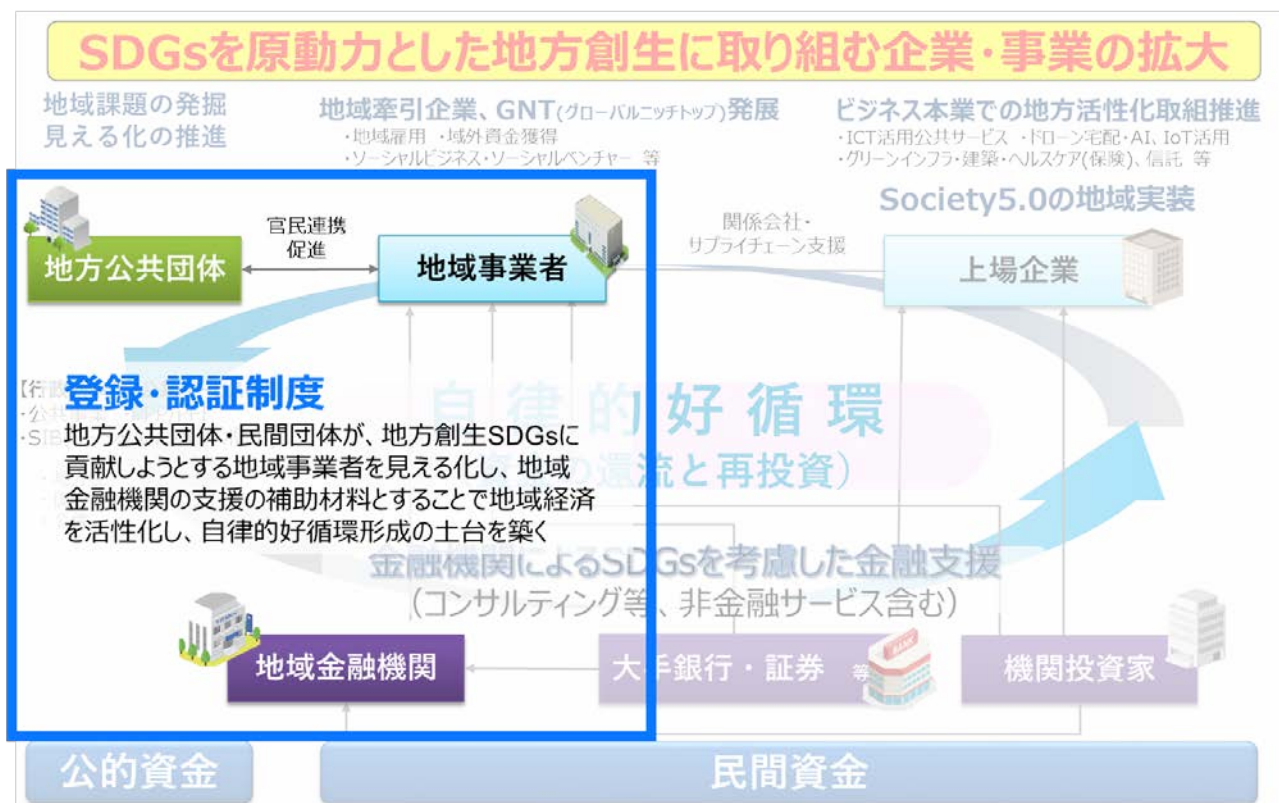
1. 地方公共団体におけるSDGs登録・認証等制度を巡る現状

地方創生SDGsに取り組む地域事業者等に対する登録・認証等制度においては、既に複数の地方公共団体で、運用が開始されている。既存の制度では、地域におけるSDGsに関する取組の推進に向け、地方公共団体が地域事業者等のSDGsに関する取組の登録及び情報発信を行っている。登録・認証等制度による地域事業者等のSDGsに関する取組の見える化を通じて、地方公共団体と地域の経済団体及び金融機関、大学等支援機関等との連携の促進や、企業における経営計画等におけるSDGsの活用等が進められている。

本ガイドラインは、これらの先導的な取組等を参考に、更に登録・認証等制度を発展させ、広く普及を図るために、制度の設計や運用に係る支援ツールとしての役割を担うものである。

2. 「地方創生SDGs登録・認証等制度」の意義

「地方創生SDGs登録・認証等制度」は様々なステークホルダーが関わることで、地域への資金の還流と再投資による自律的好循環の形成につながることが期待されている。



以下に、各ステークホルダーにとって本制度に取り組むことによって期待される効果の例を示す。

地域事業者

- 事業を通じたSDGsに関する取組が登録・認証団体によって評価及び「見える化」されることで、SDGsを通じた地方創生への貢献度等が対外的に明示される。
- 域内外における企業の認知度向上に繋がり、金融機関からの融資機会の拡大や地方公共団体及び民間団体等との連携機会（ビジネスマッチング等）の拡大が期待される。
- PR効果の向上による事業機会の拡大、(官公庁入札案件での)入札時の加点、(他社・学術機関等との)ネットワーキングの機会提供、地方公共団体及び業界団体等からの事業拡大に必要なスキル構築の支援等の提供等が考えられる。

地域金融機関

- 環境・社会・経済等SDGsの達成に資する持続性の高い事業を展開する企業の取組が、登録・認証団体によって評価及び「見える化」されることで、企業支援の活性化や潜在的な投融資先の発掘につながる事が考えられる。
- 財務・非財務情報に加え、補完的な情報を得ることで、より包括的な企業の情報収集が可能となり、より優良な投融資先への働きかけの契機となる事が期待される。

地方公共団体

- 地域事業者等の取組を評価し、「見える化」することで、地方創生SDGsの推進における重要な役割を果たすことが期待される。
- 地域におけるSDGsの取組の活性化や、投融資機会の拡大による資金の還流を図ることで、地域における多様なステークホルダーの連携による自律的好循環の形成が期待される。
- 地域経済の活性化による税収の増加や、地域事業者等の取組を評価し、「見える化」することによる新たな雇用機会の創出等が考えられる。

3. 「地方創生SDGs登録・認証等制度」の制度の全体像

- 地方創生SDGsに貢献しようとする地域事業者等の見える化を通じた、自律的好循環への地域事業者・地域金融機関等、多様なステークホルダーによる連携が必要である。

制度趣旨: 地方創生SDGsに貢献しようとする地域事業者に見える化を通じた、自律的好循環への地域事業者・金融機関の巻き込み

	宣言	登録	認証
概要	地域事業者等が地方創生SDGsに取り組む意思を宣言する	地域事業者等が地方創生SDGsの取組を表明・自己評価し、登録する	第三者が、地域事業者等の地方創生SDGsの取組を評価し、認証する
目的	地方創生SDGsへ取り組んでいる、または今後取組もうとしている地域事業者等の奨励	地方創生SDGsへ取り組んでいる地域事業者等の奨励	地方創生SDGsへ取り組んでいる地域事業者等に対する金融機関等の支援機会の拡大
被認証主体 (地域事業者等) の要件	地方創生SDGsに取り組む意思及び方針がSDGsの17のゴールと関連付けて明確化されていること SDGsの169のターゲットに関連した目標とKPIが示されていること 目標に向かって取組を推進する能力・体制が整っており、それを第三者が確認できていること		

地方公共団体は下記に示すメリットの例等を参考に、地域事業者等へのメリットを各自検討していくことが望まれる

メリットの例	宣言	登録	認証
金融機関からの支援	経営アドバイス強化	✓	✓
	投融資の拡大	✓	✓
	優遇策の提供 (低金利融資等)	✓	✓
地方公共団体からの支援	事業及び取組の認知度向上	✓	✓
	ビジネスマッチング強化	✓	✓
	公共調達における優遇	✓	✓
地域事業者の事業運営	顧客・取引先・社会に対する事業及び取組の社会的価値(ブランド等)の発信強化	✓	✓
	事業の方向性・社会的価値の共通認識明確化	✓	✓
	目標設定・組織体制の明確化を通じた、事業・取組の運営精度向上		✓

1 第4章 「地方創生SDGs登録・認証等制度」の構築に当たって

2 1. 「地方創生SDGs登録・認証等制度」の基本的な考え方

3 「地方創生SDGs金融調査・研究会」では、SDGsに取り組んでいる、または取り組もうとする
4 地域事業者等に対し、「地方創生SDGs登録・認証」を付与することで、以下の目的が達成されることが
5 が議論された。

- 6 ○ 全国における地方創生SDGsの認知度向上や、これまでSDGsに馴染みの薄かった地域事
7 業者等への普及を促進されること
- 8 ○ 既に地方創生SDGsに取り組んでいる地域事業者等の活動の「見える化」を行われること

9

10 また本研究会においては、地方公共団体及び地域事業者等、地域金融機関等の全てのステークホルダー
11 が連携を強化し、取組の推進及び事業の成長に資する機会を拡大させることの必要性が指摘された。
12 本制度は以下の基本的な考え方に基づいて構築・運用されることが想定されている。

13

14 ① 地域事業者等のSDGsへの取組の「見える化」による地方創生SDGsの推進

- 15 ○ 本業の一環でSDGsに関する取組を推進する地域事業者等を登録・認証する制度を構築する
16 ことで、各地域事業者等における地方創生SDGs達成に寄与する財務・非財務情報の「見え
17 る化」を実現する。
- 18 ○ 各地域におけるSDGsに関する認知度向上や地域事業者等への投融資の拡大等を通じ、地方
19 創生SDGsを通じた自律的好循環の基盤を構築する。

20

21 ② 全ての地域や地域事業者等を対象とした裾野の広い制度の枠組み

- 22 ○ 地域及び地域事業者等ごとにSDGsに関する取組状況が異なる点を考慮し、自団体がSDG
23 sに取り組む旨の「宣言」を行う制度から、目標を明確にしたうえで「登録」する制度、そし
24 て既にSDGsに関する取組が一定程度進んでいる地域事業者等を対象に、定量的・定性的な
25 指標による評価を行う「認証」制度等、段階を設けることで、それぞれの地域や地域事業者等
26 の取組状況等に応じた制度の設計・運用を可能とする。

27

28 ③ 独自性に富む制度設計を可能とする柔軟性及び既存制度との整合性への配慮

- 29 ○ 本ガイドラインでは、登録・認証等制度の基本的な枠組みや、制度構築に向けて検討が必要な
30 事項、制度構築に向けた準備プロセス等、制度設計に向けた基本的事項や考え方を示している。
31 実際の制度設計においては、各地方公共団体がSDGsに関する取組の実施状況や地域特性を
32 踏まえたうえで、独自の制度設計・運用を行うことが期待される。
- 33 ○ 地方公共団体が制度構築を検討するうえでは、運営上の人的・経済的成本や、登録・認証団
34 体及び登録・認証を受ける地域事業者等における事務的負担を最小化することが重要である。
- 35 ○ また、既に地域事業者等のSDGsに関する取組の見える化に関する取組を進めている地方公
36 共団体の既存の登録・認証等制度との整合性に配慮し、既存の制度を最大限活用することが重
37 要である。

1
2 次項以降では、登録・認証制度の構築・運用に関心を持つ地方公共団体が、地域におけるSDGsの
3 取組状況等に応じて、独自の「地方創生SDGs登録・認証等制度」の構築を検討する際の参考として、
4 制度の基本的な構成要素の提示及び制度の構築に向けて必要となる準備ステップの例示を行っている。
5 なお、先述のとおり、本ガイドラインは「地方創生SDGs登録・認証等制度」の構築及び運用のた
6 めの支援ツールとして策定されたものである。今後、本ガイドラインを参考とし、各地方公共団体が、
7 本ガイドラインを発展させる形で地域特性に応じた独自性に富む「地方創生SDGs登録・認証等制度」
8 を構築することが期待される。

2. 制度構築に当たっての手順

制度構築に当たっては、下記の手順が想定される。

ステップ1 制度の選択

- 地方公共団体の特性や制度の目的等に応じて、「宣言」「登録」「認証」などの制度から選択

ステップ2 制度の運用体制の決定

- 地方公共団体単独または他団体との連携・協力等、制度の運用体制を決定

ステップ3 制度設計

- ステップ1で選択した制度について、具体的なプロセスを決定し、実施要綱等を策定

ステップ1：制度の選択

制度設計・運用においては、地方公共団体の特性や制度の目的等に応じて、「宣言」「登録」「認証」の中から選択することが考えられる。

制度趣旨: 地方創生SDGsに貢献しようとする地域事業者を見える化を通じた、自律的好循環への地域事業者・金融機関の巻き込み

	宣言	登録	認証
概要	地域事業者等が地方創生SDGsに取り組む意思を宣言する	地域事業者等が地方創生SDGsの取組を表明・自己評価し、登録する	第三者が、地域事業者等の地方創生SDGsの取組を評価し、認証する
目的	地方創生SDGsへ取り組んでいる、または今後取組もうとしている地域事業者等の奨励	地方創生SDGsへ取り組んでいる地域事業者等の奨励	地方創生SDGsへ取り組んでいる地域事業者等に対する金融機関等の支援機会の拡大
被認証主体 (地域事業者等) の要件	地方創生SDGsに取り組む意思及び方針がSDGsの17のゴールと関連付けて明確化されていること		
	SDGsの169のターゲットに関連した目標とKPIが示されていること		
	目標に向かって取組を推進する能力・体制が整っており、それを第三者が確認できていること		

地方創生SDGs宣言

(登録・認証団体にとって制度構築に向けた柔軟性が高く、地域事業者等にとって比較的容易に申請することが可能な制度を想定)

【対象例】

- o SDGsに関する取組をこれから行うことに意欲のある地域事業者等を対象

地方創生SDGs登録

(登録を目指す地域事業者等の取組について、一定程度の確認が必要な制度を想定)

【対象例】

- o 既に一定程度SDGsへの取組が進んでいる、またはSDGsに関する取組を更に積極的に行うことに意欲のある地域事業者等

地方創生SDGs認証

(地域事業者等の認証取得や更新に係る審査等に一定の厳格さが求められるものの、客観的評価を与えることが可能な制度を想定)

【対象例】

- o 既に一定程度SDGsへの取組が進んでおり、一定の結果が出ている、もしくは結果を積極的に検証する意欲のある地域事業者等

なお、地方公共団体において、「宣言」「登録」「認証」の制度を設計・運用するに当たっては以下のパターンが考えられ、地域におけるSDGsの取組状況及び地域事業者等のニーズ等に応じた制度設計が求められる。

- ① 「宣言」「登録」「認証」の中から一つを選択して制度を設計・運用
- ② 「宣言」「登録」「認証」の中から複数を選択して、地域事業者等が取組レベル等に応じて「宣言」「登録」「認証」を選ぶことができる段階的な制度を設計・運用

申請者である地域事業者等は、自団体のSDGsに関する取組の進捗や登録・認証の目的等に応じて、登録・認証制度の選択を行う。

これからSDGsに関連する取組を開始する企業は「宣言」制度を活用し、既に一定程度、SDGsに関する取組を進めており、非財務情報の見える化による自社の企業価値の向上を目指す地域事業者等は「認証」を申請する等、各申請者の状況に応じた制度の活用が想定される。

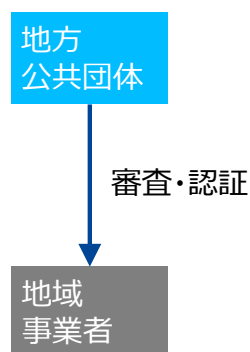
次に、制度の運用体制を決定する。

「地方創生SDGs登録・認証等制度」における制度運用の主体は地方公共団体を想定しており、運用体制については、下図のようなパターンが考えられる。

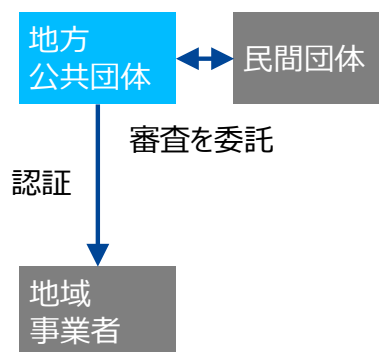
- ① 地方公共団体が単独で制度を構築・運用
- ② 地方公共団体と民間団体等が連携・協力して制度を構築・運用
- ③ 複数の地方公共団体が連携・協力して制度を構築・運用

■ 認証主体

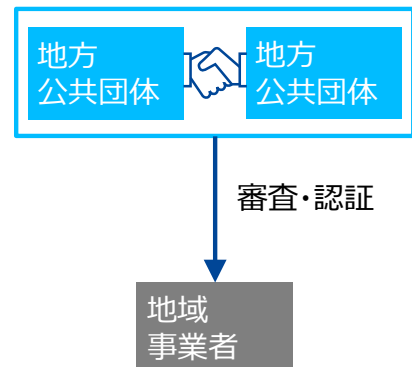
例1 地方公共団体単体



例2 民間団体への委託



例3 複数地方公共団体の連携



申請者は、地域事業者等をはじめとして、地域金融機関や上場企業（その地方支店・拠点等含む）等、多様な企業・団体を想定している。

また、地方公共団体は、制度の設計・構築を行うに当たっては、地域金融機関等のステークホルダーとあらかじめ協議等を行うことにより、登録・認証を受ける地域事業者等における具体的なインセンティブの設計を検討することが望まれる。

登録・認証の運用等に係る一部の業務については、民間団体等と連携して行うことも想定され、その場合は次頁の表に示す要件等を連携先の民間団体等が満たしていることが必要である。

地方公共団体から委託等を受ける民間団体が満たすべき要件			地方公共団体から委託等を受ける民間団体に求める手続事項 (例)
組織としての適格性	誠実性	常に誠実に行動し、虚偽又は誤解を招く内容が含まれる情報の作成や開示に関与しない	各事項に該当していることを確認し、申告
	公正性	先入観を持たず、利害関係者又は他者からの不当な影響に屈せず、公正な立場を堅持する	
	専門性	当該地域への理解や、認証制度などへの専門的な経験・知見を備えている	当該地域又は認証に関連する過去の活動実績を提示
	組織能力	評価を実施する際に十分な資源や適格な能力を有している	認証プロセスを運営するための組織体制、債務・財務状況等を提示
認証プロセス運営時に守るべき事項	秘密保持	業務上で知りえた情報を他者に漏洩し、自己若しくは第三者の利益のために利用しない	各事項に該当していることを確認し、申告
	情報公開	認証の目的、評価内容や評価基準を明確にし、結果等の情報を入手できる場を示している	
	申請者とのコミュニケーション	評価結果等に関する申請者からの異議申し立て・苦情に対応するためのプロセスを保持している	異議申し立て・苦情に対応するための文書化されたプロセスを提示
	記録の保管	認証にかかる記録の保管期限・方法等の方針やプロセスを保持している	記録の保管に関する文書化されたプロセスを提示
	啓蒙活動	セミナー・シンポジウム等、地方創生SDGsの取組の裾野を広げる活動を積極的に行う	地方創生SDGsの取組の裾野を広げる活動計画を提示

ステップ3：制度設計

ステップ1で制度を選択し、ステップ2で制度の運用体制を決定したら、制度設計を行う。なお、制度設計においては、地域金融機関等の多様なステークホルダーとの協議等が推奨される。また、制度の実施に係る要綱及び様式等を策定し公表することが求められる。

制度設計に係る詳細については、第5章を参照し、選択した制度に応じて検討を進めることとする。

1	第5章「宣言」「登録」「認証」の制度設計に当たって考慮すべき事項
2	
3	
4	
5	
6	1. 地方創生SDGs宣言・・・・・・・・・・P19
7	
8	
9	2. 地方創生SDGs登録・・・・・・・・・・P22
10	
11	
12	3. 地方創生SDGs認証・・・・・・・・・・P26
13	

1. 地方創生SDGs宣言制度

1. 宣言プロセス

宣言制度運用団体は、以下に掲げる事項に基づき、宣言プロセスを検討・決定し、公表することが求められる。

(1) 宣言に当たっての確認項目

確認項目を設定し、宣言に当たっての手続を定め、あらかじめ公表すること

(2) 宣言の表示

宣言団体による宣言を行った事実を外部に向けて表示する際の規定及びその活用方法を定めること

(例) ホームページ上での紹介、宣言書の付与、ロゴマークの用途

2. 宣言要件

宣言制度運用団体は、以下に掲げる事項を含め制度を検討・決定し、公表することが求められる。

(1) 宣言団体の資格

宣言団体となるための資格（法人格の有無や所在地等の条件）を定めること

(例) 団体の所在地・活動地域が宣言制度運用団体の所在地と一致する

(2) 宣言団体の取組への意思及び方針表明

宣言団体の能力・体制を設定すること

(例) 宣言制度の申請書等に、宣言団体の代表者の自署・押印

宣言団体が設定する目標について、地方創生SDGsに資するものであること

・宣言団体の取組とSDGsの17のゴールとの関係性を選択（複数選択可）すること

（参考事例）真庭SDGｓパートナー制度

2018年度SDGｓ未来都市に選定されている岡山県真庭市では、真庭市役所及び真庭市関係者等が連携し、真庭市におけるSDGｓの取組のより一層の推進を図るため、パートナー制度を構築するため、「真庭SDGｓパートナー」制度を構築し、運用を行っている。

年 月 日

企業・団体名
代 表 者 名 印

真庭市長 様

記

下記内容に☑を入れてください

☐ 本制度の規定に従うこと。

☐ 別添の真庭SDGｓパートナー宣言書について、記載内容に相違なく、真庭市ホームページ上で公開されることに同意すること。

☐ 法令等に違反していないこと。

☐ 市に納付すべき税を滞納していないこと。

☐ 暴力団又は暴力団の構成員でないこと。

☐ 相互リンクを希望する（希望する場合 URL： ）

☐ 登録書の発行を希望する。（当登録書は登録したことを示す書類であり、権利義務等を証明する書類には該当しません）

添付書類

☐ 真庭SDGｓパートナー宣言書 別紙

☐ 「会社のロゴ」と「会社の外観や社員の集合写真等」を電子媒体で別途総合政策課あてにメールしてください（SDGsの普及啓発で使用させていただく場合があります。）。

その他
（ ）

※これまでに関わりのあった市の部署名や、真庭市との関わりなどをご記入ください。

真庭SDGｓパートナー宣言書

企業・団体名
代 表 者 名

次のとおり真庭市とともに持続可能な開発目標（SDGｓ）の達成に貢献することを宣言します。

1 関係するSDGｓ目標（ゴール）（○を入れてください。）複数選択可

1 (経済)	2 (食料)	3 (健康)	4 (教育)
5 (ジェンダー)	6 (水・エネルギー)	7 (エネルギー)	8 (経済成長)
9 (産業・イノベーション)	10 (社会平等)	11 (都市)	12 (消費・生産)
13 (気候変動)	14 (海洋資源)	15 (陸域生態系)	16 (平和)
17 (パートナーシップ)			

2 持続可能な開発目標（SDGｓ）の達成に貢献する内容

(例)
●●●株式会社は、……………を通じて、……………持続可能な開発目標(SDGs)の達成に貢献します。

企業・団体の事業等において、持続可能な開発目標（SDGｓ）の達成にどのように貢献するか、1で○を入れたSDGｓ目標(ゴール)の達成にどのように貢献するかなどを記載してください。

（参考事例）静岡市SDGs宣言

2018年度SDGs未来都市に選定されている静岡県静岡市では、市内の事業所や団体等によるSDGs活動を促進し、優良事例の発掘と横展開を図るとともに、市内事業所・団体等におけるSDGs取組状況を測定し、国内外に向けて情報発信することを目的に、「静岡市SDGs宣言」制度を構築し、運用を行っている。

SDGs宣言書

記載例

私たちは、持続可能なまちづくりに向けて、次のとおり取り組む
 （宣言日・変更日） 令和 2年8月 1日

事業所・団体としての2030年の（または中長期的な）あるべき姿		
企業の経済的価値の追求と社会的課題解決の両立を図り、持続可能な地域社会の発展に寄与する。		
事業所・団体としてのねらい、特徴的な活動		
毎年、地域貢献の一環として実施している夏祭りで、地域住民の方と協力し、清掃活動と海洋ごみ削減の啓発を行っている。		
各目標に関連する取組内容		
ゴール	これまでの取組	2020年12月31日までの取組目標
	管理職における女性の積極的登用	女性管理職1名増（3人⇒4人）
	製造工程におけるCO2の削減	当年度比2%削減（1,000t⇒980t）
	社員へのマイボトル携行の推奨	マイボトル用給水機2台設置
その他	各部門の長からなるSDGs推進組織の設置	全社的なSDGsの推進を図るため、毎月1回会議を開催

（記載上の注意）
 1 取組は3～5つの目標に関する取組を記載してください。
 2 取組のない目標については、行ごと削除してください。
 3 目標はなるべく定量的に記載してください。
 4 ゴールとの関連が不明なものは「その他」に記載してください。

事業所・団体名称	〇×株式会社 (本社が届け出る場合はその事業所の数 5事業所)		
業 種	3. 製造業		
代表者 職・氏名	職 名	代表取締役社長	
	氏 名	静岡 太郎	
所 在 地	〒420-8602 静岡市葵区追手町1-2-3 静岡ビル5F		
担 当 者	所 属	経営企画課	
	氏 名	駿河 花子	
	電話番号	054-999-0000	
	FAX番号	054-999-0001	
Eメール	keieikikaku@shizuoka0000.co.jp		
U R L	https://www.shizuoka0000.co.jp		
市HPへのリンク可否	☒ 可 ☐ 否		
従業員（構成員）数	男性	100人	女性 80人 計 180人
暴力団関係者でないことの誓約	暴力団、暴力団員、暴力団員等と密接な関係を有するものでない場合は、以下のチェックボックスにチェックを記入してください。 ☒ 暴力団、暴力団員、暴力団員等と密接な関係を有するものではないことを誓約します。		

上記項目のうち、「担当者」以外の項目は原則として公開します。

2. 地方創生SDGs登録制度

1. 登録プロセス

登録制度運用団体は、以下に掲げる事項に基づき、登録プロセスを検討・決定し、公表することが求められる。

(1) 登録内容の確認

①確認項目・評価基準を設定し、登録に当たっての手続を定めあらかじめ公表すること

②地方創生SDGsに関する知見（SDGsの17のゴール、169のターゲット、地域における課題等）を有している者が申請内容を確認すること

(2) 登録の表示

登録団体による登録が行われた事実を外部に向けて表示する際の規定及びその活用方法を定めること

(例) ホームページ上での紹介、登録証の付与、ロゴマークの用途

(3) 更新

①登録の有効期限を設定し、更新に当たっての手続きを定めること

②更新に当たっては目標達成状況の確認を行うこと。また、その他必要に応じて更新に当たっての要件を定めること

(4) 変更及び辞退

①登録団体の属性（団体名及び代表者、組織体制、連絡先等）に変更が生じた場合の手続を定めること

②登録団体による登録の取下げに関する手続について定めること

(5) 取消及び再登録

①登録の基準に適合しなくなった場合の登録取消し（※）に関する規定を定めること

※取消に該当する事象の例

- ・登録取得時並びに更新時において、申請内容について故意に改ざんした事実や不正を働いた事実が判明したとき
- ・登録制度の規定等に関し違反又は登録団体としての信用を著しく毀損したとき
- ・登録を取得した登録団体が解散又は営業を停止したとき
- ・反社会的勢力と関係があることが判明したとき

②取消の後、再び登録を行う場合（再登録）の手続及び要件を定めること

2. 登録要件

登録制度運用団体は、以下に掲げる事項を含め登録要件を検討・決定し、公表することが求められる。

（１）登録団体の資格

申請団体となるための資格（法人格の有無や所在地等の条件）を定めること

（例）団体の所在地・活動地域が登録制度運用団体の所在地と一致する

（２）登録団体の取組への意思及び方針表明

登録団体の取組にへの意思及び方針を確認するために必要な事項を定めること

（例）登録制度の申請書等に、登録団体の代表者の自署・押印

（３）目標設定

登録団体が設定する目標及び取組計画が地方創生SDGsに資するものであること

・申請団体の取組とSDGsの17のゴールとの関係性が分かること

・申請団体の取組とSDGsの169のターゲットとの関係性が分かること

2 2018年度SDG s 未来都市に選定されている長野県では、県内企業等が行う企業活動とSDG s の関
3 連性について「気付き」を促し、SDG s 達成に向けた具体的な取組を促進することにより、当該企業
4 の企業価値の向上や競争力の強化等を図るとともに、県内企業等におけるSDG s の普及を促進するこ
5 とを目的に、「長野県SDG s 推進企業登録」制度を構築し、運用を行っている。

6
7
8

10

15

記載例

令和〇年〇月〇日

「かながわSDGsパートナー」登録申請書

概要	
(ふりがな) 企業・団体名	(〇〇〇かぶしきがいしゃ) 〇〇〇株式会社
形態	大企業、 <u>中小企業</u> 、NPO、大学、団体、その他()
業種	製造、その他
代表者役職	代表取締役
(ふりがな) 代表者氏名	(〇〇〇 〇〇) 〇〇〇 〇〇
所在地(本社)	東京都〇〇区××△-△
所在地(県内)	神奈川県〇〇郡〇〇町××△-△
担当者名	〇〇〇
電話番号	×××-×××-××××
メールアドレス	××××@×××
SDGs事業	
SDGs事業の目的	知名度の向上とブランディングを行うことで、取引先や消費者からの信用度を高める。
SDGs事業(経済・社会・環境の三側面の統合的取組) 主な事業名(環境に配慮した、地産地消の社員食堂の設置)	
	概要 (140字以内) 太陽光発電や無駄ゴミゼロ等、「環境に配慮した、地産地消の社員食堂」を設置し、食育を通じた社員の健康に配慮し、働きやすい職場環境を整備しています。また、社員だけでなく、地域住民に対しても還元することで「地域に根差したSDGsの取組」を実践しています。
①	経済 地元食材を積極的に利用することで、地域経済循環を促進。昨年度から太陽光発電を導入し、発電した電力を社員食堂で使用し、前年度比で電気料が5%削減した。
②	社会 地域住民向けに、毎週金曜日に社員食堂を開放している。また、月1回の職員セミナーや生産者との交流会を実施している。さらに、近隣小学校と連携し、年1回工場見学会を実施し、地域貢献に貢献している。
③	環境 事業所に太陽光発電設備を設置し、社員食堂で使用している。また、作り残しや食べ残しの不要なゴミを減らすため、食堂利用は事前申込制を採用している。
④	ゴールとの 紐づけ ゴール3、4、11、12
⑤	備考
パートナー活用方法 新しいビジネスマッチングの場として活用。特に食品加工関係の企業や団体との交流に期待している。	
SDGs事業の公開 URL: http://www.×××	
普及促進への協力 ☒ 他の登録企業・団体等及び県と連携・協力してSDGsの普及促進に取り組みます	
その他 ☒ 県税等の未納はない。 ☒ 神奈川県暴力団排除条例第2条第5号で定める暴力団経営支配法人等に該当しない。 ☒ その他重大な法令違反がない。	
参考資料 ☒ 添付あり(ホームページ写、会社案内、企業レポート)	

1

2

3. 地方創生SDGs 認証制度

1. 認証プロセス

認証団体は、以下に掲げる事項に基づき、認証プロセスを検討・決定し、公表することが求められる。

(1) 申請の審査

①後述の審査要件等を踏まえて審査項目・評価基準を設定し、審査の手続きあらかじめ公表すること

②地方創生SDGsに関する知見（SDGsの17のゴール及び169のターゲット、地域における課題等）を有している者を審査者におき、申請内容を審査すること

(2) 認証の表示

被認証団体による認証の表示に係る規定及びその活用方法を定めること

（例）ホームページ上での紹介、認証書の付与、ロゴマークの用途

(3) 取組状況の報告

目標達成のための取組が継続的に行われていることを確認するため、被認証団体に対し、取組状況の定期的な報告を求めること

（例）年1回程度、取組状況に関する自己点検結果の報告を求める

(4) 認証の期限・評価・更新

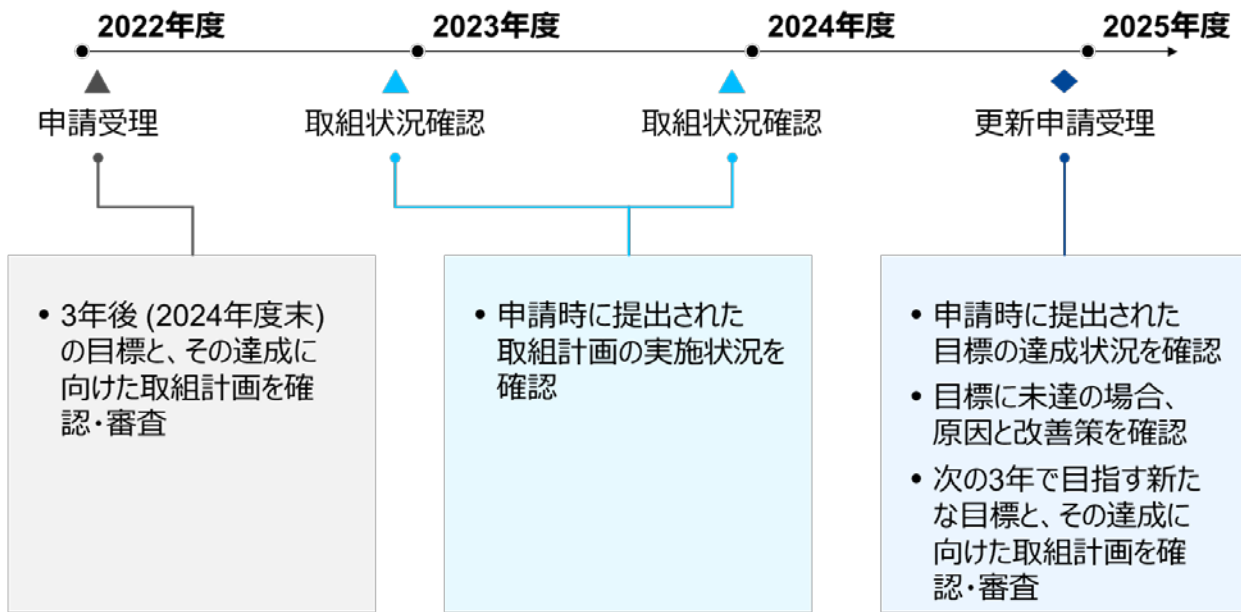
①認証の有効期限を設定し、更新に当たっての手続を定めること

②更新に当たっては目標達成状況の確認（※）を行うこと。また、その他必要に応じて更新に当たっての審査項目・評価基準を設定し、あらかじめ公表すること

※達成状況のみではなく、取組プロセスや背景（外部環境変化等）等を踏まえ、更新の可否を判断すること

目標未達の項目がある場合には、被認証団体に対し、その要因の分析や改善策の記載を求めること

取組状況の報告と更新の実施例 (認証の有効期限が3年の場合)



(5) 変更及び辞退

- ①被認証団体の属性（団体名及び代表者、組織体制、連絡先等）に変更が生じた場合の手続を定めること
- ②被認証団体による認証の辞退に関する手続について定めること

(6) 取消及び再認証

- ①認証の基準に適合しなくなった場合の認証取消（※）に関する規定を定めること
 - ※取消に該当する事象の例
 - ・ 認証取得時及び更新時において、申請内容について故意に虚偽の報告をした事実や不正を働いた事実が判明したとき
 - ・ 認証制度の規定等に関し違反又は被認証団体としての信用を著しく毀損したとき
 - ・ 認証を取得した被認証団体が解散又は営業を停止したとき
 - ・ 反社会的勢力と関係があることが判明したとき
- ②取消の後、再び認証を受ける場合（再認証）の要件及び手続を定めること

2. 認証要件（審査項目・評価基準）

認証団体は、以下に掲げる事項を含め認証要件を検討・決定し、公表することが求められる。

（１）申請団体の資格

申請団体となるための資格（法人格の有無や所在地等の条件）を定めること

（例）団体の所在地・活動地域が認証団体の所在地と一致する

（２）能力・体制

申請団体の能力・体制について、以下に掲げる事項を要件に設定すること

①申請団体の経営層等が目標達成に向けた継続的な取組の意思表示を行っていること

（例）認証制度の申請書等に、申請団体の代表者の自署・押印

②申請書で記載した目標及び取組内容と団体の経営方針及び事業内容等に矛盾がないこと

③目標達成に向けた取組の遂行可能な能力・体制が備わっていること

（例）申請書に取組責任者及び推進体制（組織図及び人員構成等）について記載

（３）目標設定・計画

申請団体が設定する目標及び取組計画について、以下に掲げる事項を要件に設定すること

①申請団体が設定する目標及び取組計画が地方創生SDGsに資するものであること

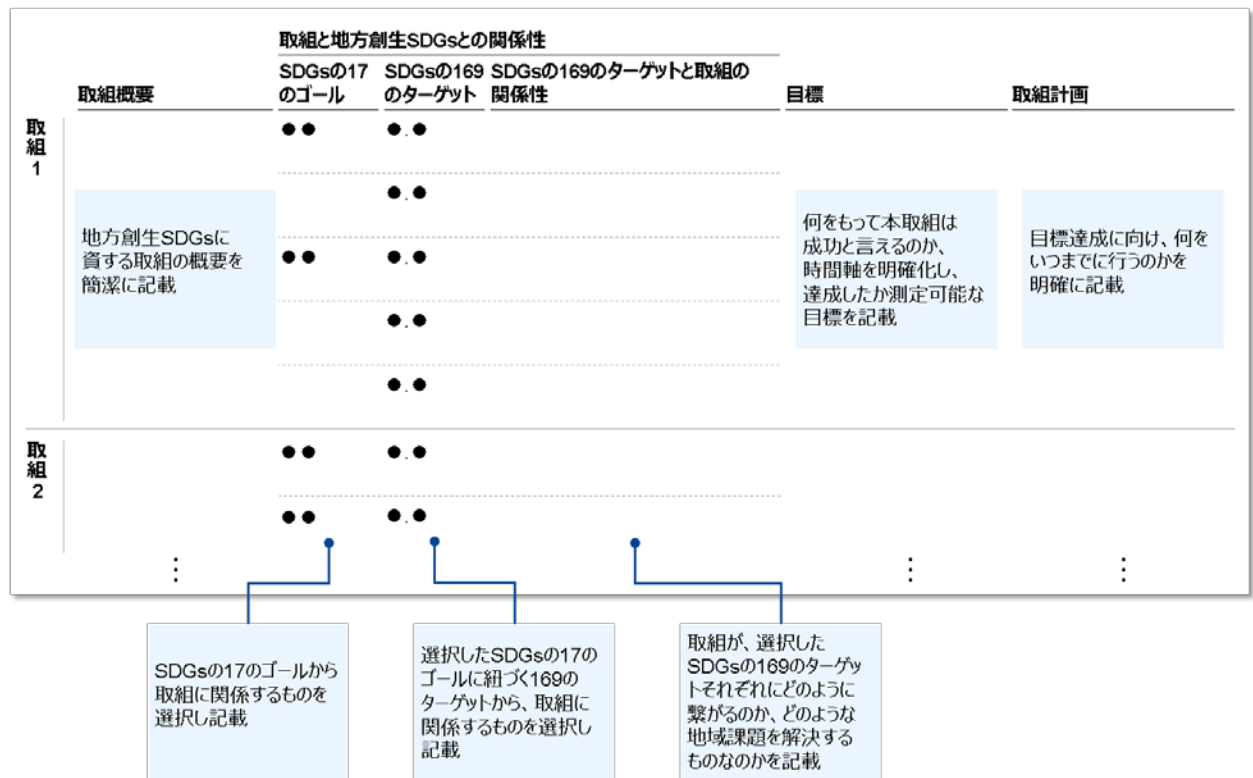
②申請団体の取組と関係するSDGsの17のゴール・169のターゲットが具体的に記載されていること

※SDGsの169のターゲットの選択に当たっては複数選択することとし、経済・社会・環境及びそれらの統合的な取組を踏まえた定量的・定性的な目標を設定することが望ましい

②申請団体が設定する目標及び取組計画が具体的であり具体性等を備えていること

・目標に定量的・定性的なKPI及びそれらの達成期限が記載されている

・目標達成に向けて、合理的な取組計画が策定されている



(4) 情報公開

申請団体による目標及び取組計画等の公開を要件とすること

(例) 認証取得の事実及び目標達成に向けた取組状況等を公開する

(5) その他

必要に応じて以下に掲げる項目についても認証取得の要件とするこも考えられる

① 工程管理

- ・ 目標達成に向けた具体的かつ詳細な計画を策定するとともに、必要に応じて定期的に見直すこと

② リスクへの取組

- ・ 取組推進におけるリスク（自然災害、市場環境の変化等）を特定し、対応プロセスを設定すること

③ 監査体制

- ・ 目標達成に向けた取組状況等を監査する体制を構築していること

※なお、本ガイドラインにおいては、地域事業者等の取組を認証することを前提としているものの、複数の団体が連携して行う特定の事業やプロジェクト等を対象として地方公共団体が認証制度を創設することを妨げない。

1 第6章 本ガイドラインの今後の方向性

2 本ガイドラインは、地域事業者等のSDGsに関する取組の「見える化」と一層の推進を実現するた
3 めの「地方創生SDGs登録・認証等制度」の構築に資する情報提供を目的に作成されたものであり、
4 本ガイドラインの活用方法は地方公共団体の判断に委ねられている。

5 したがって今後も、状況の変化や登録・認証制度の普及・進展に応じ、地方公共団体関係者、民間企
6 業、住民、有識者をはじめ関係各分野からのご意見を踏まえながら継続的に見直しを実施する予定とし
7 ている。

8

9

10 留意事項

11

12 本ガイドラインには法的拘束力はなく、ある行為等が、本ガイドラインに記載された事項（「べきであ
13 る」と表記した項目を含む。）に準拠しなかったことをもって、本ガイドラインに基づき法令上の罰則等
14 が課されるものではない

15 地方創生SDGs金融調査・研究会（事務局：内閣府地方創生推進事務局）は、本ガイドラインに記
16 載された情報の利用等、又は、本ガイドラインの変更、廃止等に起因し、又は関連して発生する全ての
17 損害、損失又は費用について、いかなる者に対しても何らの責任を負うものではない。

18

(参考資料)

地方創生SDGs取組達成度評価項目一覧

令和元年 11 月 21 日

地方創生SDGs金融調査・研究会

(事務局:内閣府地方創生推進事務局)

1. はじめに

2019年3月に、内閣府地方創生推進事務局の「地方創生SDGs・ESG金融調査・研究会（座長：村上周三氏 一般財団法人建築環境・省エネルギー機構理事長）」が有識者による検討を取りまとめ、「地方創生に向けたSDGs金融の推進のための基本的な考え方」を公表した。

＜地方創生SDGs・ESG金融調査・研究会＞

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kankyo/kaigi/sdgs_kinyu.html

まち・ひと・しごと創生基本方針2019(2019年6月21日閣議決定)にて、SDGsを原動力として地方創生に取り組む方針が策定され、上記の「基本的な考え方」で示された方向性が盛り込まれた。これを踏まえて、内閣府地方創生推進事務局の「地方創生SDGs金融・調査・研究会（座長：村上周三氏 一般財団法人建築環境・省エネルギー機構理事長）」において、地方創生SDGs金融の検討を開始した。

本調査・研究会においては、3つの検討領域(①登録・認証制度、②金融商品・サービス及び金融表彰制度、③地方創生SDGs取組達成度評価)について、3回にわたる有識者会議を通して議論を行い、今後の方向性を取りまとめた。

＜地方創生SDGs金融調査・研究会＞

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kankyo/kaigi/sdgs_kinyu2.html

本資料は、本体資料における「地方創生SDGs取組達成度評価項目(P63-80)」に記載の内容を取りまとめたものである。

「地方創生SDGs取組達成度評価項目」を検討するに当たっては、全国の自治体の取組を共通の尺度で評価できる指標(共通指標)やSDGs未来都市等が共通指標に含まれない指標について、地方公共団体が達成を目指す目標に対して、独自に指標(独自指標)を設定しているが、これらの事例も参考にしながら策定しているものである。

＜地方創生SDGsローカル指標リスト＞

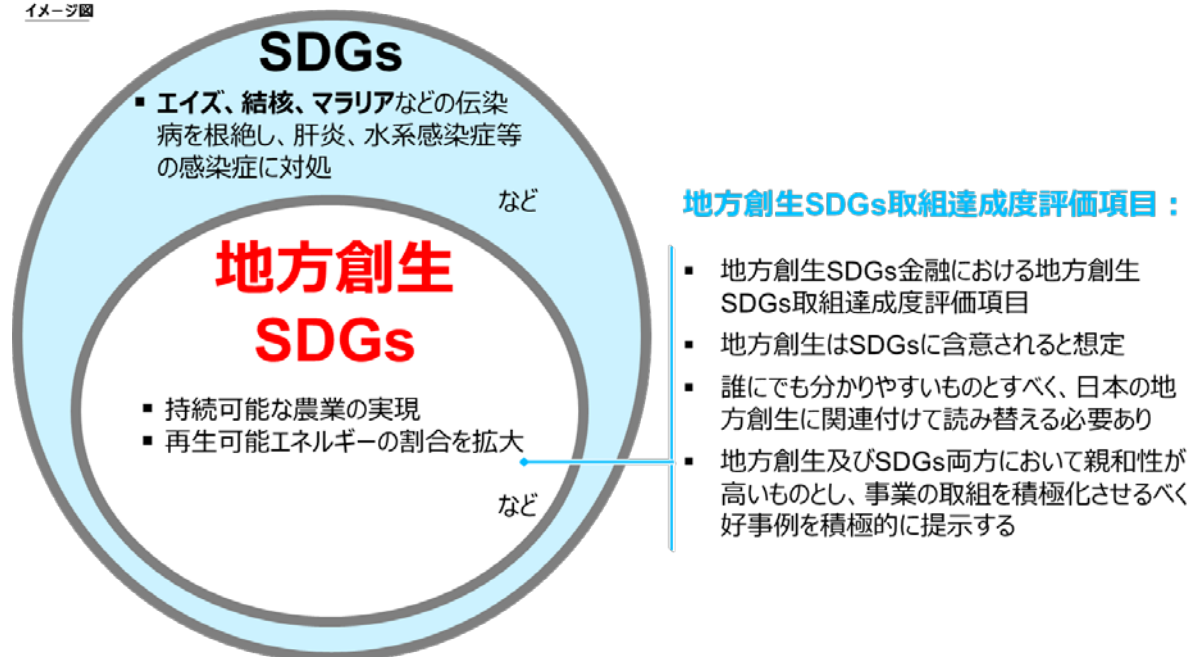
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kankyo/kaigi/suisinhyouka.html>

2. 地方創生 SDGs 取組達成度評価項目の位置付け

2

3 地方創生 SDGs 取組達成度評価項目は、SDGs をすべて対象とし、中でも地方創生・SDGs 両者に共通する
4 親和性が高いものを目標と位置付ける。

イメージ図



5

6

7

3. まち・ひと・しごと創生総合戦略 2018 改訂版における 4 つの基本目標と政策パッケージ

9

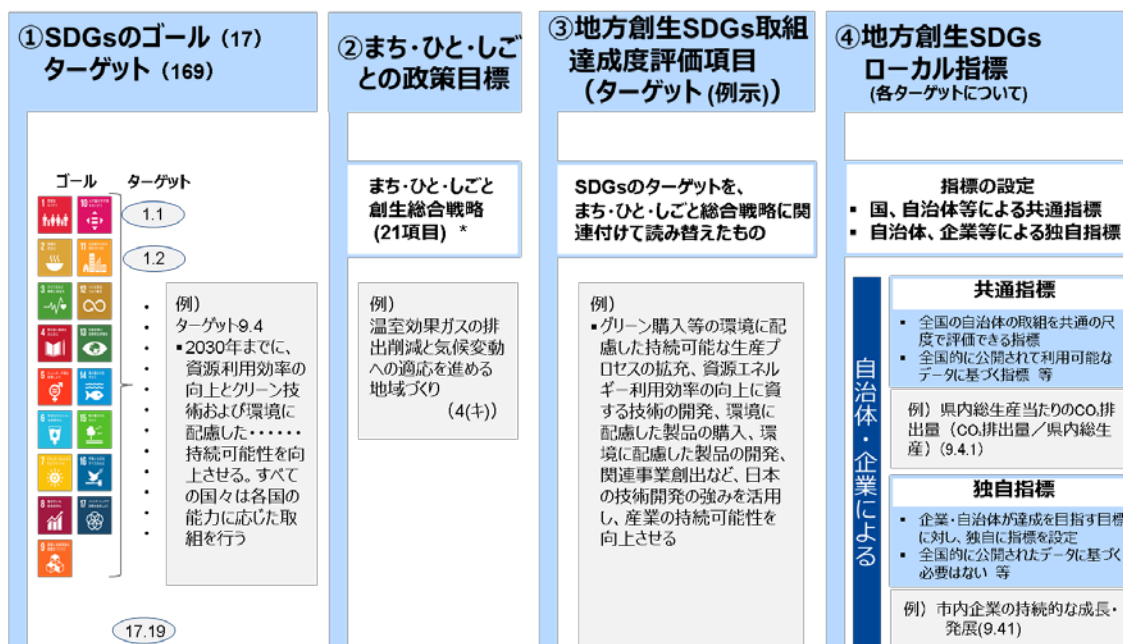
4 つの基本目標と政策パッケージ	
1. 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする	(ア) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組 (イ) 観光業を強化する地域における連携体制の構築 (ウ) 農林水産業の成長産業化 (エ) 地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策
2. 地方への新しいひとの流れをつくる	(ア) 政府関係機関の地方移転 (イ) 企業の地方拠点強化等 (ウ) 地方における若者の修学・就業の促進 (エ) 子供の豊山漁村体験の充実 (オ) 地方移住の推進
3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる	(ア) 少子化対策における「地域アプローチ」の推進 (イ) 若い世代の経済的安定 (ウ) 出産・子育て支援 (エ) 地域の実情に即した「働き方改革」の推進（ワーク・ライフ・バランスの実現等）
4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する	(ア) まちづくり・地域連携 (イ) 「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持） (ウ) 東京圏をはじめとした大都市圏の医療・介護問題・少子化問題への対応 (エ) 住民が地域防災の担い手となる環境の確保 (オ) ふるさとづくりの推進 (カ) 健康寿命をのばし、生涯現役で過ごせるまちづくりの推進 (キ) 温室効果ガスの排出削減と気候変動への適応を進める地域づくり (ク) 地方公共団体における持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組の推進
【地方創生版・三本の矢】 情報支援 （地域経済分析システム（RESAS）） 人材支援 （地方創生人材支援制度、地方創生カレッジ等） 財政支援 （地方創生推進交付金、企業版ふるさと納税、まち・ひと・しごと創生事業費）	

10

11

4. SDGs3層構造における地方創生 SDGs 取組達成度評価項目の位置づけ

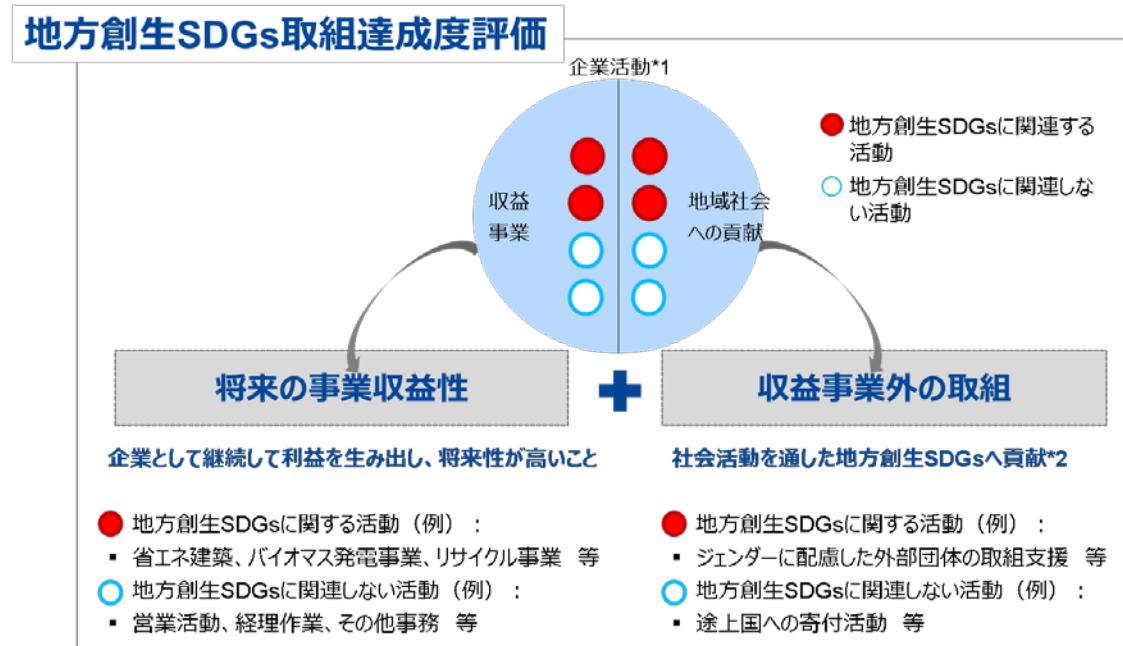
2



3

4

5. 地方創生 SDGs 取組達成度評価における企業活動の位置付け



*1金融機関も含む

*2金融業界では、一般的に「インパクト投資」と呼称する

6

7

6. 地方創生 SDGs 取組達成度評価項目に関する留意事項について

次ページ以降に示す評価項目は、地域事業者等や地域金融機関が地方創生 SDGs に向けた取組を一層推進するに当たっての項目(ターゲット)を例示したものである。

したがって、例示した内容を必ず活用しなければいけないものではなく、今後詳細な検討を進め、内容の充実を図ることとする。

また、地方公共団体や地域事業者等が実情に応じて独自に項目を設定することが望まれる。



Goal 1「貧困をなくそう」

ゴール	ターゲット	まち・ひと・しごと政策目標
ゴール 1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる Goal 1. End poverty in all its forms everywhere	1.1 2030 年までに、現在1日 1.25ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる。 By 2030, eradicate extreme poverty for all people everywhere, currently measured as people living on less than \$1.25 a day	3 (イ)若い世代の経済的安定
	1.2 2030 年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、全ての年齢の男性、女性、子供の割合を半減させる。 By 2030, reduce at least by half the proportion of men, women and children of all ages living in poverty in all its dimensions according to national definitions	2 (ウ)地方における若者の修学・就学の促進 3 (イ)若い世代の経済的安定
	1.3 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030 年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。 Implement nationally appropriate social protection systems and measures for all, including floors, and by 2030 achieve substantial coverage of the poor and the vulnerable	3(イ)若い世代の経済的安定
	1.4 2030 年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、全ての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。 By 2030, ensure that all men and women, in particular the poor and the vulnerable, have equal rights to economic resources, as well as access to basic services, ownership and control over land and other forms of property, inheritance, natural resources, appropriate new technology and financial services, including microfinance	3 (イ)若い世代の経済的安定 4 (ア)まちづくり・地域連携 (イ)「小さな拠点」の形成(集落生活圏 の維持)
	1.5 2030 年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性(レジリエンス)を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。 By 2030, build the resilience of the poor and those in vulnerable situations and reduce their exposure and vulnerability to climate-related extreme events and other economic, social and environmental shocks and disasters	4 (エ)住民が地域防災の担い手となる環境の確保

地方創生 SDGs 取組達成度評価項目	
1.1	生活保護等を受ける家庭の削減など、地方における絶対的・相対的な貧困を削減し、すべての人々の経済的安定を実現する
1.2	生活保護等を受ける子育て家庭の削減など、地方における男性、女性、子供の絶対的・相対的な貧困を削減し、すべての年齢の男性、女性、子供の経済的安定を実現する
1.3	- 生活保護の拡充など、地域域内の絶対的・相対的な貧困に直面する人々への十分な保護を達成する - また、安定した収入の確保のために正規雇用者数を増やす等の雇用対策に取り組む
1.4	貧困層を含む地域内の全ての人が基礎的サービスへのアクセス、土地およびその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、新技術、金融サービス、経済的資源について平等な権利を持つことができるように支援を行う
1.5	地域レベルでの気候変動や災害等への強靱性の構築、経済、社会、環境分野の脅威に対応するための体制を構築し、地域に住む全ての人々の災害等に対する脆弱性を軽減する



Goal 1「貧困をなくそう」

ゴール	ターゲット	まち・ひと・しごと政策目標
ゴール 1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる Goal 1. End poverty in all its forms everywhere	1.a あらゆる次元での貧困を終わらせるための計画や政策を実施するべく、後発開発途上国をはじめとする開発途上国に対して適切かつ予測可能な手段を講じるため、開発協力の強化などを通じて、さまざまな供給源からの相当量の資源の動員を確保する。 Ensure significant mobilization of resources from a variety of sources, including through enhanced development cooperation, in order to provide adequate and predictable means for developing countries, in particular least developed countries, to implement programmes and policies to end poverty in all its dimensions	1 (ア)生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取 (エ)地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策
	1.b 貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援するため、国、地域及び国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいた適正な政策的枠組みを構築する。 Create sound policy frameworks at the national, regional and international levels, based on pro-poor and gender-sensitive development strategies, to support accelerated investment in poverty eradication actions	1 (エ)地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策 2 (イ)企業の地方拠点強化等 (オ)地方移住の推進

地方創生 SDGs 取組達成度評価項目	
1.a	JICA、JETRO、外務省等と連携し、日本の官民における技術、知識、専門的な知見を活用し、後発開発途上国をはじめとする開発途上国に対する開発協力の強化等に貢献し、途上国におけるあらゆる次元での貧困を終わらせるための計画や政策の実施に貢献する
1.b	国、地域及び国際レベルで、開発途上国における貧困層(または日本における生活保護等を受ける家計)やジェンダーに配慮した開発政策を構築し、貧困撲滅への取組に対する投資拡大を支援する

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24



Goal 2「飢餓をゼロに」

ゴール	ターゲット	まち・ひと・しごと政策目標
ゴール2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する Goal2. End hunger, achieve food security and improved nutrition and promote sustainable agriculture	2.1 2030 年までに、飢餓を撲滅し、全ての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。By 2030, end hunger and ensure access by all people, in particular the poor and people in vulnerable situations, including infants, to safe, nutritious and sufficient food all year round	1 (ウ)農林水産業の成長産業化 3 (ウ)出産・子育て支援
	2.2 5歳未満の子供の発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを 2025 年までに達成するなど、2030 年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。 By 2030, end all forms of malnutrition, including achieving, by 2025, the internationally agreed targets on stunting and wasting in children under 5 years of age, and address the nutritional needs of adolescent girls, pregnant and lactating women and older persons	1 (ウ)農林水産業の成長産業化 3 (ア)少子化対策における「地域アプローチ」の推進 (ウ)出産・子育て支援
	2.3 2030 年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を増加させる。 By 2030, double the agricultural productivity and incomes of small-scale food producers, in particular women, indigenous peoples, family farmers, pastoralists and fishers, including through secure and equal access to land, other productive resources and inputs, knowledge, financial services, markets and opportunities for value addition and non-farm employment	1 (ウ)農林水産業の成長産業化 (エ)地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策 2 (ウ)地方における若者の修学・就学の促進

地方創生 SDGs 取組達成度評価項目	
2.1	● 食育の推進等を通じた地域の高齢者、妊婦、未就学児童、幼児等の栄養改善、地域内での食料自給率向上に繋がる取組、農業・林業・漁業に関わる事業の推進等を通じて地域の食料供給の安定性を高める ● また、食料供給が安定していない国に対しては、日本の農林水産物・食品の輸出拡大、食の情報発信、バリューチェーンの構築等を推進する
2.2	● 5 歳未満の子供の発育阻害や消耗疾患の削減、若年女性、妊婦・授乳婦、高齢者が健康的な生活習慣（運動、栄養バランスの取れた食事を取るなど）を維持できるようにする。また、栄養指導などの支援や安心・安全な国産農林水産物・食品へのアクセスを簡単にする
2.3	● 効率的かつ安定的な農業経営者の育成・確保、女性を含む若者の新規就農者確保に向け、農業の大規模化、集落農業の導入、子どもに対する農業教育の充実化、競争力強化、ロボット技術などの先端技術の導入、6 次産業化を通じた地域の雇用確保など、地域における農業従事者の確保を通じて、農業生産性の向上を目指す

2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14



Goal 2「飢餓をゼロに」

ゴール	ターゲット	まち・ひと・しごと政策目標
Goal2. End hunger, achieve food security and improved nutrition and promote sustainable agriculture ゴール2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	2.4 2030 年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱(レジリエント)な農業を実践する。 By 2030, ensure sustainable food production systems and implement resilient agricultural practices that increase productivity and production, that help maintain ecosystems, that strengthen capacity for adaptation to climate change, extreme weather, drought, flooding and other disasters and that progressively improve land and soil quality	1 (ウ)農林水産業の成長産業化 2 (ウ)地方における若者の修学・就学の促進 4 (エ)住民が地域防災の担い手となる環境の確保 (キ)温室効果ガスの排出削減と気候変動への適応を進める地域づくり
	2.5 2020 年までに、国、地域及び国際レベルで適正に管理及び多様化された種子・植物バンクなども通じて、種子、栽培植物、飼育・家畜化された動物及びこれらの近縁野生種の遺伝的多様性を維持し、国際的合意に基づき、遺伝資源及びこれに関連する伝統的な知識へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を促進する。 By 2020, maintain the genetic diversity of seeds, cultivated plants and farmed and domesticated animals and their related wild species, including through soundly managed and diversified seed and plant banks at the national, regional and international levels, and promote access to and fair and equitable sharing of benefits arising from the utilization of genetic resources and associated traditional knowledge, as internationally agreed	1 (ウ)農林水産業の成長産業化
	2.a 開発途上国、特に後発開発途上国における農業生産能力向上のために、国際協力の強化などを通じて、農村インフラ、農業研究・普及サービス、技術開発及び植物・家畜のジーン・バンクへの投資の拡大を図る。 Increase investment, including through enhanced international cooperation, in rural infrastructure, agricultural research and extension services, technology development and plant and livestock gene banks in order to enhance agricultural productive capacity in developing countries, in particular least developed countries	1 (ア)生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組 (ウ)農林水産業の成長産業化
	2.b ドーハ開発ラウンドのマンデートに従い、全ての農産物輸出補助金及び同等の効果を持つ全ての輸出措置の同時撤廃などを通じて、世界の市場における貿易制限や歪みを是正及び防止する。 Correct and prevent trade restrictions and distortions in world agricultural markets, including through the parallel elimination of all forms of agricultural export subsidies and all export measures with equivalent effect, in accordance with the mandate of the Doha Development Round	1 (ア)生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組 (ウ)農林水産業の成長産業化
	2.c 食料価格の極端な変動に歯止めをかけるため、食料市場及びデリバティブ市場の適正な機能を確保するための措置を講じ、食料備蓄などの市場情報への適時のアクセスを容易にする。 Adopt measures to ensure the proper functioning of food commodity markets and their derivatives and facilitate timely access to market information, including on food reserves, in order to help limit extreme food price volatility	1 (ウ)農林水産業の成長産業化

Goal 3「すべての人に健康と福祉を」

地方創生 SDGs 取組達成度評価項目	
2.4	災害に強い農業の実現に向け、気候変動等の自然環境の変化に対応した品種改良の促進、土壌改良、保全等の取組推進、支援、地域の農業従事者の生産拡大のための取組支援、地域の食料生産、自給率の向上、地域の食料生産システムへの貢献等を通じて、持続可能な食料生産システムを確保する
2.5	各地域の特性を生かした農林水産業の発展を目指し、地理的表示(GI)の活用促進・相互保護、植物品種の流出防止、冒認商標、デザインの模倣対策、知財総合支援窓口の充実等を通じ、地域における農林水産分野における植物・生物の多様性を維持し、知的財産の保護及び公正かつ公平な活用に向けた取組を進める
2.a	- 地域における産学官連携等による新たな品種開発の促進、知的財産権を活用した農業振興など、戦略的知財活用等を通じた「攻めの農業」を実現し、地域レベルでの農業生産能力向上を実現する - また、JICA、JETRO、外務省と連携し、日本の官民における技術、知識、専門的な知見を活用し、開発途上国、特に後発開発途上国における農業生産能力向上のために農業研究・技術の輸出を図る
2.b	- ドーハ開発ラウンドのマンデートに従い、すべての農産物輸出補助金及び同等の効果を持つすべての輸出措置の同時撤廃する - これに伴い、日本の高付加価値な農産品の知財を保護し、海外市場の開拓を実現する
2.c	国際的な食糧価格の変動を防止するための施策に関する情報発信を通じた啓蒙活動を実施する

ゴール	ターゲット	まち・ひと・しごと政策目標
ゴール3. あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する Goal3. Ensure healthy lives and promote well-being for all at all ages	3.1 2030 年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生 10 万人当たり 70 人未満に削減する。 By 2030, reduce the global maternal mortality ratio to less than 70 per 100,000 live births	3 (ア)少子化対策における「地域アプローチ」の推進 1 (イ)若い世代の経済的安定 (ウ)出産・子育て支援、 (エ)地域の実情に即した「働き方改革」の推進(ワーク・ライフ・バランスの実現等)
	3.2 全ての国が新生児死亡率を少なくとも出生 1,000 件中 12 件以下まで減らし、5歳以下死亡率を少なくとも出生 1,000 件中 25 件以下まで減らすことを目指し、2030 年までに、新生児及び5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。 By 2030, end preventable deaths of newborns and children under 5 years of age, with all countries aiming to reduce neonatal mortality to at least as low as 12 per 1,000 live births and under 5 mortality to at least as low as 25 per 1,000 live births	3 (ア)少子化対策における「地域アプローチ」の推進 1 (イ)若い世代の経済的安定 (ウ)出産・子育て支援、 (エ)地域の実情に即した「働き方改革」の推進(ワーク・ライフ・バランスの実現等)
	3.3 2030 年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。 By 2030, end the epidemics of AIDS, tuberculosis, malaria and neglected tropical diseases and combat hepatitis, water-borne diseases and other communicable diseases	
	3.4 2030 年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。 By 2030, reduce by one third premature mortality from non-communicable diseases through prevention and treatment and promote mental health and well-being	4 (カ)健康寿命をのばし生涯現役で過ごせるまちづくりの推進
	3.5 薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。 Strengthen the prevention and treatment of substance abuse, including narcotic drug abuse and harmful use of alcohol	4 (カ)健康寿命をのばし生涯現役で過ごせるまちづくりの推進
	3.6 2020 年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。 By 2020, halve the number of global deaths and injuries from road traffic accidents	4 (ア)まちづくり・地域連携
	3.7 2030 年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスを全ての人々が利用できるようにする。 By 2030, ensure universal access to sexual and reproductive health-care services, including for family planning, information and education, and the integration of reproductive health into national strategies and programmes	4 (カ)健康寿命をのばし生涯現役で過ごせるまちづくりの推進

1

2

地方創生 SDGs 取組達成度評価項目	
3.1	● 妊産婦の死亡率を削減するために、妊娠・出産に関する不安を解消するためのサポート/サービスの充実化、及び、妊産婦の日ごろからの健康維持に向けた仕事における男女のワークライフバランス確保や経済的安定の実現を推進する
3.2	● 子育て世帯の不安を解消するためのサポート/サービスの充実(保育サービス、子育て期におけるニーズに対するサービス、小児医療・幼児教育の充実化を推進する
3.3	● 予防接種法に定められた基本的なワクチン接種実施の徹底、多くの人が集まることで起りやすい感染症対策を検討する(国際的なイベントにおける感染症対策の検討等)
3.4	● 4つの行動リスク要因(煙草・不健康な食生活・運動不足・過度の飲酒)を避け、生活習慣病の予防・改善を進める
3.5	● 薬物乱用リスクに関する認識向上、未成年の飲酒・喫煙等の防止、青少年による薬物乱用の根絶及び薬物乱用を拒絶する規範意識の向上
3.6	● 地域での交通安全指導の実施等による交通事故の削減
3.7	● 地域住民の保健サービス等へのアクセスを改善するための計画を策定し、地域の健康と福祉の改善を実現する

Goal 3「すべての人に健康と福祉を」

ゴール	ターゲット	まち・ひと・しごと政策目標
ゴール3 Goal3. Ensure healthy lives and promote well-being for all at all ages	3.8 全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)を達成する。 Achieve universal health coverage, including financial risk protection, access to quality essential health-care services and access to safe, effective, quality and affordable essential medicines and vaccines for all	4 (カ)健康寿命をのばし生涯現役で過ごせるまちづくりの推進
	3.9 2030 年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。 By 2030, substantially reduce the number of deaths and illnesses from hazardous chemicals and air, water and soil pollution and contamination	4 (キ)温室効果ガスの排出削減と気候変動への適応を進める地域づくり
	3.a 全ての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。 Strengthen the implementation of the World Health Organization Framework Convention on Tobacco Control in all countries, as appropriate	4 (カ)健康寿命をのばし生涯現役で過ごせるまちづくりの推進

地方創生 SDGs 取組達成度評価項目	
3.8	● 地域における質の高い医療健康サービスの拡充、地域における医療健康サービスへのアクセス改善、医薬品に関する研究促進、医療を受ける権利の公平化/格差是正を進め、地域に住む全ての人々に対する質の高いユニバーサルヘルスカバレッジを実現する
3.9	● 産業型・都市生活型公害対策、化学物質の管理、循環型社会への対応、地球温暖化防止への取組を強化し、安全な住環境を維持・継続する
3.a	● 喫煙の健康リスクに関する情報発信、たばこ箱の宣伝禁止等通じた未成年喫煙の削減等を進め、社会全体で喫煙リスクに関する理解度を向上させる

2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20

Goal 3「すべての人に健康と福祉を」

ゴール	ターゲット	まち・ひと・しごと政策目標
ゴール3. あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する Goal3. Ensure healthy lives and promote well-being for all at all ages	3.b 主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS 協定)及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特に全ての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS 協定)」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。 Support the research and development of vaccines and medicines for the communicable and non-communicable diseases that primarily affect developing countries, provide access to affordable essential medicines and vaccines, in accordance with the Doha Declaration on the TRIPS Agreement and Public Health, which affirms the right of developing countries to use to the full the provisions in the Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights regarding flexibilities to protect public health, and, in particular, provide access to medicines for all	4 (ア)まちづくり・地域連携 (イ)「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持 (オ)ふるさとづくりの推進 (カ)健康寿命をのばし生涯現役で過ごせるまちづくりの推進
	3.c 開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる。 Substantially increase health financing and the recruitment, development, training and retention of the health workforce in developing countries, especially in least developed countries and small island developing States	4 (ウ)東京圏をはじめとした大都市圏の医療・介護問題・少子化問題への対応
	3.d 全ての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。 Strengthen the capacity of all countries, in particular developing countries, for early warning, risk reduction and management of national and global health risks	4 (カ)健康寿命をのばし生涯現役で過ごせるまちづくりの推進

地方創生 SDGs 取組達成度評価項目	
3.b	都市域の緑地や自然地など、公衆衛生の要素であるヒトの精神的健康, 身体的健康, 社会的結束を強化するための地域レベルでの取組を強化し、地域社会, 国など社会一般の人々の健康を保持, 増進させる
3.c	途上国からの研修生の受け入れ等を積極的に行い、途上国の保険財政、保健人材の能力開発に貢献する
3.d	地域の医療機関を中心とした感染症の早期発見、対策に関する取組の強化、政府、医療機関、民間での治療薬、治療方法の研究開発促進、インフルエンザ、はしか等の感染力の高い病気の発生を防ぐための地域レベルでの取組を強化する

Goal 4「質の高い教育をみんなに」

ゴール	ターゲット	まち・ひと・しごと政策目標
Goal 4. Ensure inclusive and equitable quality education and promote lifelong learning opportunities for all ゴール 4. 全てのの人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	4.1 2030 年までに、全ての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。 By 2030, ensure that all girls and boys complete free, equitable and quality primary and secondary education leading to relevant and effective learning outcomes	2 (ウ)地方における若者の修学・就学の促進
	4.2 2030 年までに、全ての子供が男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。 By 2030, ensure that all girls and boys have access to quality early childhood development, care and pre-primary education so that they are ready for primary education	3 (ウ)出産・子育て支援
	4.3 2030 年までに、全ての人が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。 By 2030, ensure equal access for all women and men to affordable and quality technical, vocational and tertiary education, including university	2 (ウ)地方における若者の修学・就学の促進 3 (イ)若い世代の経済的安定
	4.4 2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。 By 2030, substantially increase the number of youth and adults who have relevant skills, including technical and vocational skills, for employment, decent jobs and entrepreneurship	1 (エ)地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策 2 (ウ)地方における若者の修学・就学の促進
	4.5 2030 年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子供など、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。 By 2030, eliminate gender disparities in education and ensure equal access to all levels of education and vocational training for the vulnerable, including persons with disabilities, indigenous peoples and children in vulnerable situations	3 (イ)若い世代の経済的安定
	4.6 2030 年までに、全ての若者及び大多数(男女ともに)の成人が、読み書き能力及び基本的計算能力を身に付けられるようにする。 By 2030, ensure that all youth and a substantial proportion of adults, both men and women, achieve literacy and numeracy	
	4.7 2030 年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。 By 2030, ensure that all learners acquire the knowledge and skills needed to promote sustainable development, including, among others, through education for sustainable development and sustainable lifestyles, human rights, gender equality, promotion of a culture of peace and non-violence, global citizenship and appreciation of cultural diversity and of culture's contribution to sustainable development	

地方創生 SDGs 取組達成度評価項目	
4.1	効果的な学習成果の実現を目指し、義務教育の質を向上させ、全ての子供たちの基礎学力を育成するための取組を推進する(遠隔教育の推進、IT・プログラミング教育の拡充等)
4.2	保育所・幼稚園等の組織マネジメント力の強化、保育者の資質・指導力の向上、保護者の子育て力の向上など、どこにいても質の高い教育・保育を受けられる環境づくりを進める
4.3	- 家庭の経済状況から生じる教育格差を是正するための奨学金制度の拡充、IT 機器等の活用等を通じた教育の機会均等を実現するための取組の実施 - 義務教育を完了後、高等教育または技術教育・専門教育を受けるにあたり地域における修学・就学につながるようなプログラムを充実化する
4.4	地域における創業支援(新規及び第二世代)、地域における職業教育、訓練等の充実、地域での就業に向けたきっかけ/機会の提供、リカレント教育、インターンの機会拡大等を通じて、技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる
4.5	家庭の経済状況から生じる教育格差の是正(若者・非正規雇用対策・失業対策を通じた経済的安定)を進めるとともに、地域の民間教育事業者との連携等を通じた教育へのアクセス拡大を促進する
4.6	初等中等教育段階における世界トップレベルの学力の維持に向け、学校指導体制・指導環境整備等、国語・数学(算数)・英語を核とした学校組織全体の取組による児童の学力向上を目指す
4.7	- 初等中等教育における持続可能な開発のための教育(ESD)を促進し、「持続可能な社会の創り手」の育成を進める - 初等・中等教育からESDを進めることで環境問題、貧困、貿易など国際的に重要な問題に関する知識を持つ国際人材としての基礎能力の構築を進める



Goal 4「質の高い教育をみんなに」

ゴール	ターゲット	まち・ひと・しごと政策目標
Goal4. Ensure inclusive and equitable quality education and promote lifelong learning opportunities for all ゴール4. 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	4.a 子供、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、全ての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。 Build and upgrade education facilities that are child, disability and gender sensitive and provide safe, non-violent, inclusive and effective learning environments for all	
	4.b 2020 年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、並びにアフリカ諸国を対象とした、職業訓練、情報通信技術 (ICT)、技術・工学・科学プログラムなど、先進国及びその他の開発途上国における高等教育の奨学金の件数を全世界で大幅に増加させる。 By 2020, substantially expand globally the number of scholarships available to developing countries, in particular least developed countries, small island developing States and African countries, for enrolment in higher education, including vocational training and information and communications technology, technical, engineering and scientific programmes, in developed countries and other developing countries	1 (ア)生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組
	4.c 2030 年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国における教員研修のための国際協力などを通じて、質の高い教員の数を大幅に増加させる。 By 2030, substantially increase the supply of qualified teachers, including through international cooperation for teacher training in developing countries, especially least developed countries and small island developing States	1 (ア)生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組

地方創生 SDGs 取組達成度評価項目	
4.a	● 地域内の教育施設の質・量の拡充、就学環境の整備(学習指導員の増員、民間企業との連携による PBL 型の学びの提供など)、IT を活用した学習効果を高めるための取組の実施を通じた包摂的、効果的な学習環境の提供
4.b	● 日本国内、特に地方における高等教育機関での ICT 導入、職業訓練学校のカリキュラムの充実、イノベーションの担い手となる技術・工学・科学系の高度人材の育成を進め、奨学金の件数を増やす ● 開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、並びにアフリカ諸国を対象とした日本の大企業及び地域事業者における職業訓練、情報通信技術(ICT)、技術・工学・科学プログラム等を実施する
4.c	● 外務省、JICA、地方公共団体等と連携した開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国からの教員、研修員の受入れ等を行い、質の高い教員の数を大幅に増加させる

2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16

Goal 5「ジェンダー平等を実現しよう」

ゴール	ターゲット	まち・ひと・しごと政策目標
ゴール5. ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う Goals. Achieve gender equality and empower all women and girls	5.1 あらゆる場所における全ての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。 End all forms of discrimination against all women and girls everywhere	1 (エ)地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策、 3 (ウ)出産・子育て支援、(エ)地域の実情に即した「働き方改革」の推進(ワーク・ライフ・バランスの実現等)
	5.2 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、全ての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。 Eliminate all forms of violence against all women and girls in the public and private spheres, including trafficking and sexual and other types of exploitation	3(ウ)出産・子育て支援、(エ)地域の実情に即した「働き方改革」の推進(ワーク・ライフ・バランスの実現等)
	5.3 未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。 Eliminate all harmful practices, such as child, early and forced marriage and female genital mutilation	1 (エ)地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策 3 (ア)少子化対策における「地域アプローチ」の推進 (ウ)出産・子育て支援 (エ)地域の実情に即した「働き方改革」の推進(ワーク・ライフ・バランスの実現等)
	5.4 公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、並びに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。 Recognize and value unpaid care and domestic work through the provision of public services, infrastructure and social protection policies and the promotion of shared responsibility within the household and the family as nationally appropriate	1(エ)地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策 3(ウ)出産・子育て支援、(エ)地域の実情に即した「働き方改革」の推進(ワーク・ライフ・バランスの実現等)

地方創生 SDGs 取組達成度評価項目	
5.1	● 地域に住む全ての人々の機会均等を実現するためにジェンダー平等に関する啓もう活動や地域の働き方改革などを通じた男女の平等な就労環境と子育て参画の実現等の取組を促進する
5.2	● 女性、女兒に対する暴力等に対する相談窓口の拡充、女性に対する暴力をなくす運動を実施し、女性・女兒に対する暴力を撲滅する
5.3	● ジェンダー平等の理念に反するあらゆる慣行の撤廃に向け、国内でのジェンダー平等双方に関する啓もう活動及び男女の家庭参加、キャリア構築等の取組を促進する
5.4	● 女性が活躍しやすい職場環境の整備、性別に関係なく働きがいのある環境の整備、共働き世帯における男女の家庭参加を促す働き方改革の推進、優しい職場環境の実現、在宅勤務等を含めた柔軟な働き方の実現に向けた取組を強化する

Goal 5「ジェンダー平等を実現しよう」

ゴール	ターゲット	まち・ひと・しごと政策目標
ゴール5. ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う Goal5. Achieve gender equality and empower all women and girls	5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。 Ensure women's full and effective participation and equal opportunities for leadership at all levels of decision-making in political, economic and public life	1 (エ)地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策 3 (ウ)出産・子育て支援 (エ)地域の実情に即した「働き方改革」の推進(ワーク・ライフ・バランスの実現等)
	5.6 国際人口・開発会議(ICPD)の行動計画及び北京行動綱領、並びにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。 Ensure universal access to sexual and reproductive health and reproductive rights as agreed in accordance with the Programme of Action of the International Conference on Population and Development and the Beijing Platform for Action and the outcome documents of their review conferences	3 (ア)少子化対策における「地域アプローチ」の推進、 (ウ)出産・子育て支援、 (エ)地域の実情に即した「働き方改革」の推進(ワーク・ライフ・バランスの実現等)
	5.a 女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、並びに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。 Undertake reforms to give women equal rights to economic resources, as well as access to ownership and control over land and other forms of property, financial services, inheritance and natural resources, in accordance with national laws	1 (エ)地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策
	5.b 女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。 Enhance the use of enabling technology, in particular information and communications technology, to promote the empowerment of women	1 (ア)生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組 (エ)地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策 3 (ア)少子化対策における「地域アプローチ」の推進 (ウ)出産・子育て支援 (エ)地域の実情に即した「働き方改革」の推進(ワーク・ライフ・バランスの実現等)
	5.c ジェンダー平等の促進、並びに全ての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。 Adopt and strengthen sound policies and enforceable legislation for the promotion of gender equality and the empowerment of all women and girls at all levels	1(エ)地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策

地方創生 SDGs 取組達成度評価項目	
5.5	女性が発言しやすい職場環境の整備、女性管理職の推進、キャリア形成のための働き方改革の推進、公正な業務評価の実施等を通じて様々な分野におけるあらゆるレベルの意思決定において、全ての人々の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する
5.6	いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つ権利、思春期や更年期における健康上の問題への対応等を進め、女性の健康の自己決定権を保障する
5.a	地域社会における女性の更なる活躍を促進するための取組の推進、それぞれの意見を尊重した平等な権利の実現に向けた活動の実施等を通じて全ての人々に経済的、文化的、社会的な公平な権利を保障するための取組を強化する
5.b	地方における女性起業家育成、事業支援、ICT をはじめとする先端技術を活用した女性の就業支援、子育て後の女性の再就職支援、フレキシブルワークによる雇用継続とワークライフバランスの確保等を通じて女性の能力強化を促進する
5.c	- 地域におけるジェンダー平等に関する教育実施、ジェンダーフリーな社会、職場環境の実現を通じてジェンダー平等を促進する - また、就業者が地域に定着しやすいようにリカレント教育、キャリア形成プログラム、職業訓練や人材還流のサポートを推進する

Goal 6「安全な水とトイレを世界中に」

ゴール	ターゲット	まち・ひと・しごと政策目標
Goal6. Ensure availability and sustainable management of water and sanitation for all ゴール6. 全ての人の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	6.1 2030 年までに、全ての人の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する。 By 2030, achieve universal and equitable access to safe and affordable drinking water for all	4 (カ)健康寿命をのばし生涯現役で過ごせるまちづくりの推進
	6.2 2030 年までに、全ての人の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女子、並びに脆弱な立場にある人のニーズに特に注意を払う。 By 2030, achieve access to adequate and equitable sanitation and hygiene for all and end open defecation, paying special attention to the needs of women and girls and those in vulnerable situations	4 (イ)「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持)
	6.3 2030 年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。 By 2030, improve water quality by reducing pollution, eliminating dumping and minimizing release of hazardous chemicals and materials, halving the proportion of untreated wastewater and substantially increasing recycling and safe reuse globally	4 (イ)「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持) (カ)健康寿命をのばし生涯現役で過ごせるまちづくりの推進
	6.4 2030 年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人の数を大幅に減少させる。 By 2030, substantially increase water-use efficiency across all sectors and ensure sustainable withdrawals and supply of freshwater to address water scarcity and substantially reduce the number of people suffering from water scarcity	1 (ウ)農林水産業の成長産業化 4 (イ)「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持)
	6.5 2030 年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する。 By 2030, implement integrated water resources management at all levels, including through transboundary cooperation as appropriate	1 (ウ)農林水産業の成長産業化

地方創生 SDGs 取組達成度評価項目	
6.1	「安全でおいしい水」を確保するために、地方での水道インフラを維持し、すべての人々の安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する
6.2	建設費、維持費等コスト比較(利用者負担)の観点も踏まえ、人口が集約されていない場所は下水道による一括処理ではなく、合併槽等による個別処理を行う等、最適な方法で導入を進める
6.3	適切な産業廃棄物処理の徹底等を進めるとともに、「水ビジネス」、「省エネ・VPP」、「長寿命化」、「シェアリング」、「持続可能な農林水産業」等の「経済・社会のグリーン化」や「グリーン成長」を担う環境ビジネスを促進し、水質改善を実現する
6.4	家庭・産業・農業で使用する水利用の効率化(節水の広報、農業用水の計画的な利用等)
6.5	自治体・産業等の間での協力を通じた統合水資源管理を実施する



Goal 6「安全な水とトイレを世界中に」

ゴール	ターゲット	まち・ひと・しごと政策目標
ゴール 6. 全ての人の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する Goal6. Ensure availability and sustainable management of water and sanitation for all	6.6 2020 年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。 By 2020, protect and restore water-related ecosystems, including mountains, forests, wetlands, rivers, aquifers and lakes	4 (イ)「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持) (キ)温室効果ガスの排出削減と気候変動への適応を進める地域づくり
	6.a 2030 年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術を含む開発途上国における水と衛生分野での活動と計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。 By 2030, expand international cooperation and capacity-building support to developing countries in water- and sanitation-related activities and programmes, including water harvesting, desalination, water efficiency, wastewater treatment, recycling and reuse technologies	1 (ア)生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組 4 (キ)温室効果ガスの排出削減と気候変動への適応を進める地域づくり
	6.b 水と衛生に関わる分野の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。 Support and strengthen the participation of local communities in improving water and sanitation management	4 (エ)住民が地域防災の担い手となる環境の確保

地方創生 SDGs 取組達成度評価項目	
6.6	地方(特に自然観光が発達している地方)において山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う
6.a	外務省、JETRO、JICA 等と連携した途上国からの研修員の受入れや日本の大企業、地域事業者の優れた技術、知識、専門的知見の輸出、共有を行い、開発途上国の集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用を目的とした能力構築へ貢献する
6.b	地域の共有材である水と衛生に関する資源の効果的な管理を実現するために地方公共団体に住む全ての人々の理解促進と管理への参加や関心を促す



Goal 7「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」

ゴール	ターゲット	まち・ひと・しごと政策目標
ゴール7. 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する Goal7. Ensure access to affordable, reliable, sustainable and modern energy for all	7.1 2030年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。 By 2030, ensure universal access to affordable, reliable and modern energy services	4 (イ)「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持)
	7.2 2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。 By 2030, increase substantially the share of renewable energy in the global energy mix	4 (イ)「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持) (キ)温室効果ガスの排出削減と気候変動への適応を進める地域づくり
	7.3 2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。 By 2030, double the global rate of improvement in energy efficiency	1 (エ)地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策 4 (イ)「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持)
	7.a 2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。 By 2030, enhance international cooperation to facilitate access to clean energy research and technology, including renewable energy, energy efficiency and advanced and cleaner fossil-fuel technology, and promote investment in energy infrastructure and clean energy technology	1 (ア)生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組 4 (イ)「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持) (キ)温室効果ガスの排出削減と気候変動への適応を進める地域づくり
	7.b 2030年までに、各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、内陸開発途上国の全ての人々に現代的で持続可能なエネルギーサービスを提供できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う。 By 2030, expand infrastructure and upgrade technology for supplying modern and sustainable energy services for all in developing countries, in particular least developed countries, small island developing States and landlocked developing countries, in accordance with their respective programmes of support	1 (ア)生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組

2

3

地方創生 SDGs 取組達成度評価項目	
7.1	地域内エネルギーのレジリエンス強化、老朽インフラ更新及びエネルギー効率化(節電、省エネ製品導入等)の取組を進め、エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する
7.2	地域事業者による再生可能エネルギー関連事業、製品開発、新規事業創出等を促進し、地域における再生可能エネルギーの普及促進、再生可能エネルギー導入促進等を通じて再生可能エネルギーの割合を拡大させる
7.3	域内でのエネルギー効率改善に向け、老朽化しエネルギー効率の悪い工場・家計等の設備改善、建築物・設備の省エネ性能の向上、エネルギーの面的利用、オンサイトでの再生可能エネルギーの活用等による建築物における一次エネルギー消費量削減(ZEB(net Zero Energy Building)、ZEH(net Zero Energy House))推進する
7.a	地方における再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術等のクリーンエネルギーの研究及び技術の革新化また、関連産業の投資促進をすると同時に、そのノウハウを海外に積極的に輸出・共有する
7.b	JICA、JETRO、外務省等と連携し、地域事業者による開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、内陸開発途上国における持続可能なエネルギーサービス開発への技術向上支援、インフラ整備プロジェクトへの参画機会の増加など、途上国のエネルギー分野の課題解決への貢献を通じて地域事業者の事業拡大を推進する

Goal 8「働きがいも経済成長も」

ゴール	ターゲット	まち・ひと・しごと政策目標
Goal8. Promote sustained, inclusive and sustainable economic growth, full and productive employment and decent work for all ゴール8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する	8.1 各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を持続させる。特に後発開発途上国は少なくとも年率7%の成長率を保つ。 Sustain per capita economic growth in accordance with national circumstances and, in particular, at least 7 per cent gross domestic product growth per annum in the least developed countries	1 (エ)地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策 2 (ア)政府関係機関の地方移転 (イ)企業の地方拠点強化等 (ウ)地方における若者の修学・就学の促進
	8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。 Achieve higher levels of economic productivity through diversification, technological upgrading and innovation, including through a focus on high-value added and labour-intensive sectors	1 (ア)生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組 (エ)地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策
	8.3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。 Promote development-oriented policies that support productive activities, decent job creation, entrepreneurship, creativity and innovation, and encourage the formalization and growth of micro-, small- and medium-sized enterprises, including through access to financial services	1 (ア)生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組 (エ)地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策
	8.4 2030 年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。 Improve progressively, through 2030, global resource efficiency in consumption and production and endeavour to decouple economic growth from environmental degradation, in accordance with the 10 Year Framework of Programmes on Sustainable Consumption and Production, with developed countries taking the lead	1 (エ)地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策 4 (キ)温室効果ガスの排出削減と気候変動への適応を進める地域づくり

地方創生 SDGs 取組達成度評価項目	
8.1	● 地域総生産を構成する 4 要素の域内動向を理解し、地域総生産の成長に繋がる施策を実施し(例:人口減の中で県内総生産への貢献度の高い業種の特定、成長策の検討等) 成長率を持続させる
8.2	● 地域内での産業振興や産学官連携によるイノベーションの創出、高付加価値産業の育成、事業の転換支援等を促進し、地域内総生産の向上を実現する ● 情報通信技術(IT)を有効活用し、地域産業の活性化及び新産業の創出を実現すべく、公共無線 LAN、高速モバイルを含む通信・放送環境を整備し、地域データセンターを含む ICT インフラを整備して、テレワーク、クラウドサービス、シェアリングエコノミー等を推進する
8.3	● 地方公共団体と地域金融機関との連携における地域事業者の融資関連商品・サービス及び国の交付金(地方創生推進交付金等)へのアクセス改善や関係省庁、地元地方公共団体、商工団体による支援の積極化を通じて地域経済を率引する事業を成長させ、雇用創出や企業を支援する
8.4	● 「環境と経済成長の両立」を図るための施策の検討とともに、「環境によって経済成長を達成する」という発想の下で、域内事業者による環境関連事業の実施等を通じた経済成長と環境保全の両立を目指す

Goal 8「働きがいも経済成長も」

ゴール	ターゲット	まち・ひと・しごと政策目標
Goal8. Promote sustained, inclusive and sustainable economic growth, full and productive employment and decent work ゴール8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する	8.5 2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。 By 2030, achieve full and productive employment and decent work for all women and men, including for young people and persons with disabilities, and equal pay for work of equal value	1 (ア)生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組 (エ)地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策 3 (イ)若い世代の経済的安定
	8.6 2020 年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。 By 2020, substantially reduce the proportion of youth not in employment, education or training	1 (エ)地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策 3 (イ)若い世代の経済的安定
	8.7 強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025 年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。 Take immediate and effective measures to eradicate forced labour, end modern slavery and human trafficking and secure the prohibition and elimination of the worst forms of child labour, including recruitment and use of child soldiers, and by 2025 end child labour in all its forms	
	8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。 Protect labour rights and promote safe and secure working environments for all workers, including migrant workers, in particular women migrants, and those in precarious employment	1 (エ)地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策

2
3
4

地方創生 SDGs 取組達成度評価項目	
8.5	● ディーセントワークの実現、平等な就業機会の実現、正規採用の拡大、若者、女性、障がい者、高齢者、外国人の雇用促進等を通じ、地域に住む全ての人々が働きがいのある労働に従事することを目指す
8.6	● 地域事業者でのインターン等の機会の拡大、就業訓練等の支援拡充、若者の労働市場へのアクセスを改善し、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者割合を減少させる ● 更に外国人若者の就業・職業訓練機会の増大のために外国人留学生の受け入れ推進や JET プログラム、国際交流員参加者増大を目指す
8.7	● ハーグ条約(国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約)の子どもの不法な連れ去り、留置の防止等子供を守るための取組の推進
8.8	● 外国人も含めた平等な雇用機会の実現、安心、安全な労働環境の実現、外国人労働者が働きやすい環境の実現(通訳、文化理解等)等に向けた施策の検討及び地域レベルでの受け入れ態勢の構築を進め、全ての労働者の権利保護、安全・安心な労働環境を促進する

Goal 8「働きがいも経済成長も」

ゴール	ターゲット	まち・ひと・しごと政策目標
ゴール8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用 (ディーセント・ワーク)を促進する Goal8. Promote sustained, inclusive and sustainable economic growth, full and productive employment and decent work for all	8.9 2030 年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。 By 2030, devise and implement policies to promote sustainable tourism that creates jobs and promotes local culture and products	1 (ア)生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組 (イ)観光業を強化する地域における連携体制の構築
	8.10 国内の金融機関の能力を強化し、全ての人の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大する。 Strengthen the capacity of domestic financial institutions to encourage and expand access to banking, insurance and financial services for all	1 (ア)生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組
	8.a 後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク(EIF)などを通じた支援を含む、開発途上国、特に後発開発途上国に対する貿易のための援助を拡大する。 Increase Aid for Trade support for developing countries, in particular least developed countries, including through the Enhanced Integrated Framework for Trade-related Technical Assistance to Least Developed Countries	1 (エ)地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策
	8.b 2020 年までに、若年雇用のための世界的戦略及び国際労働機関(ILO)の仕事に関する世界協定の実施を展開・運用化する。 By 2020, develop and operationalize a global strategy for youth employment and implement the Global Jobs Pact of the International Labour Organization	3 (イ)若い世代の経済的安定

地方創生 SDGs 取組達成度評価項目	
8.9	● 地域資源を通じた雇用創出を実現する ● 日本の歴史的・文化的資源を保護し、国内外の観光客の増加を目指し、DMO を核とする観光地域づくり及びスポーツツーリズム、アニメツーリズム等を通じた訪日プロモーションを実施する
8.10	● 新たな技術の導入を通じた地方公共団体に住む人々の金融サービスへのアクセスを促進・拡大する ● AI、IoT、5G 等の先端技術を活用した都市再生プロジェクトや地域をけん引する企業に対する金融商品、サービスの提供を通じ積極的に支援する
8.a	● 後発開発途上国の貿易関連技術の援助拡大に貢献するべく、外国人材の交流を促進する事業、外国人材の活躍と共生社会の実現を図る
8.b	● 各国政府、国際会議、ILO 等での若年雇用及び労働に関する協議の動向に関する情報発信等を通じた若年労働、ディセントワークに向けた取組及び啓もう活動を実施する

Goal 9「産業と技術革新の基盤をつくろう」

ゴール	ターゲット	まち・ひと・しごと政策目標
ゴール9. 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る Goal9. Build resilient infrastructure, promote inclusive and sustainable industrialization and foster innovation	9.1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。Develop quality, reliable, sustainable and resilient infrastructure, including regional and transborder infrastructure, to support economic development and human well-being, with a focus on affordable and equitable access for all	1 (ア)生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組 4 (ア)まちづくり・地域連携
	9.2 包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030 年までに各国の状況に応じて雇用及び GDP に占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。 Promote inclusive and sustainable industrialization and, by 2030, significantly raise industry's share of employment and gross domestic product, in line with national circumstances, and double its share in least developed countries	1 (ア)生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組 (イ)観光業を強化する地域における連携体制の構築 (ウ)農林水産業の成長産業化 (エ)地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策 2 (イ)企業の地方拠点強化等 (ウ)地方における若者の修学・就学の促進 (オ)地方移住の推進
	9.3 特に開発途上国における小規模の製造業その他の企業の、安価な資金貸付などの金融サービスやバリューチェーン及び市場への統合へのアクセスを拡大する。 Increase the access of small-scale industrial and other enterprises, in particular in developing countries, to financial services, including affordable credit, and their integration into value chains and markets	1 (ア)生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組 (エ)地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策
	9.4 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。 By 2030, upgrade infrastructure and retrofit industries to make them sustainable, with increased resource-use efficiency and greater adoption of clean and environmentally sound technologies and industrial processes, with all countries taking action in accordance with their respective capabilities	1 (ア)生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組 4(キ)温室効果ガスの排出削減と気候変動への適応を進める地域づくり
	9.5 2030 年までにイノベーションを促進させることや 100 万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとする全ての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。 Enhance scientific research, upgrade the technological capabilities of industrial sectors in all countries, in particular developing countries, including, by 2030, encouraging innovation and substantially increasing the number of research and development workers per 1 million people and public and private research and development spending	1 (ア)生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組 (エ)地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策

地方創生 SDGs 取組達成度評価項目	
9.1	- 市町村における土木部門の職員数の減少が進む中で、予防保全の考え方によるインフラメンテナンスの実施を基本としつつ、データ活用型インフラメンテナンスの実施等、新たな技術を活用し、地域に必要とされるインフラ建設及び維持を実現する - 経済発展と人間の福祉を支援するために、飲食、宿泊、観光、スポーツ施設への安価で公平なアクセスを目的とした効率的な整備運営を実現する
9.2	- 産業を担う人材の育成や起業支援のために、これまで継承されてきた技能・知識、産業構造に即した自治体の産業育成計画や基盤整備の成果の蓄積、教育機関との協力等、既存の資源を活用しつつ、先端技術製品の導入等、労働生産性を高める取組を通じて産業セクターの GDP 成長を促進、実現するべく、安価な資金貸付、収益化まで息の長いプロジェクトへの融資の供給等金融へのアクセスを拡大する - また、産業セクターにおける地域の雇用機会を増加させるために、企業の本拠地移転、地域雇用機会の増大、地域インターンシップの推進等を行い、地方移住に伴う支援を積極的に行う
9.3	中小企業の国内外双方での販路拡大、中小企業の国内外事業に対するリスクマネーの供給等を図るとともに、中小企業が海外市場にアクセスする際のハードルを引き下げ、外需を取り込むための機会を拡大する
9.4	グリーン購入等の環境に配慮した持続可能な生産プロセスの拡充、資源エネルギー利用効率の向上に資する技術の開発、環境に配慮した製品の購入、環境に配慮した製品の開発、関連事業創出等日本の技術開発の強みを活用し、産業の持続可能性を向上させる
9.5	産学官連携を通じた地方の産業セクターにおけるイノベーション創出、科学技術振興を目的とし、研究開発従事者数及び官民研究開発の支出を拡大する

Goal 9「産業と技術革新の基盤をつくろう」

ゴール	ターゲット	まち・ひと・しごと政策目標
ゴール9. 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る Goal9. Build resilient infrastructure, promote inclusive and sustainable industrialization and foster innovation	9.a アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国及び小島嶼開発途上国への金融・テクノロジー・技術の支援強化を通じて、開発途上国における持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラ開発を促進する。 Facilitate sustainable and resilient infrastructure development in developing countries through enhanced financial, technological and technical support to African countries, least developed countries, landlocked developing countries and small island developing States	1 (ア)生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組
	9.b 産業の多様化や商品への付加価値創造などに資する政策環境の確保などを通じて、開発途上国の国内における技術開発、研究及びイノベーションを支援する。 Support domestic technology development, research and innovation in developing countries, including by ensuring a conducive policy environment for, inter alia, industrial diversification and value addition to commodities	1 (ア)生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組
	9.c 後発開発途上国において情報通信技術へのアクセスを大幅に向上させ、2020 年までに普遍的かつ安価なインターネットアクセスを提供できるよう図る。 Significantly increase access to information and communications technology and strive to provide universal and affordable access to the Internet in least developed countries by 2020	1 (ア)生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組

2

3

地方創生 SDGs 取組達成度評価項目	
9a.6	JICA、JETRO、外務省と連携し、日本の大企業及び地域事業者が有する質の高いインフラ関連技術を活用し、開発途上国における持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラ開発の促進に貢献する
9.b	JICA、JETRO、外務省等と連携し、途上国からの人材受け入れや日本の大企業及び地域事業者が有するイノベーション技術を活用し、開発途上国の国内における技術開発、研究及びイノベーションを促進する
9.c	JICA、JETRO、外務省と連携し、日本の情報通信関連の大企業及び地域事業者が有する技術を活用し、後発開発途上国における情報通信技術へのアクセス改善に貢献する

Goal 10「人や国の不平等をなくそう」

ゴール	ターゲット	まち・ひと・しごと政策目標
Goal 10. Reduce inequality within and among countries ゴール 10. 各国内及び各国間の不平等を是正する	10.1 2030 年までに、各国の所得下位 40%の所得成長率について、国内平均を上回る数値を漸進的に達成し、持続させる。 By 2030, progressively achieve and sustain income growth of the bottom 40 per cent of the population at a rate higher than the national average	3 (イ)若い世代の経済的安定
	10.2 2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。 By 2030, empower and promote the social, economic and political inclusion of all, irrespective of age, sex, disability, race, ethnicity, origin, religion or economic or other status	4 (ア)まちづくり・地域連携
	10.3 差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、並びに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。 Ensure equal opportunity and reduce inequalities of outcome, including by eliminating discriminatory laws, policies and practices and promoting appropriate legislation, policies and action in this regard	4 (ア)まちづくり・地域連携
	10.4 税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。 Adopt policies, especially fiscal, wage and social protection policies, and progressively achieve greater equality	4 (ア)まちづくり・地域連携
	10.5 世界金融市場と金融機関に対する規制とモニタリングを改善し、こうした規制の実施を強化する。 Improve the regulation and monitoring of global financial markets and institutions and strengthen the implementation of such regulations	
	10.6 地球規模の国際経済・金融制度の意思決定における開発途上国の参加や発言力を拡大させることにより、より効果的で信用力があり、説明責任のある正当な制度を実現する。 Ensure enhanced representation and voice for developing countries in decision-making in global international economic and financial institutions in order to deliver more effective, credible, accountable and legitimate institutions	
	10.7 計画に基づき良く管理された移民政策の実施などを通じて、秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する。 Facilitate orderly, safe, regular and responsible migration and mobility of people, including through the implementation of planned and well-managed migration policies	4 (ア)まちづくり・地域連携

地方創生 SDGs 取組達成度評価項目	
10.1	● 低所得家計の所得の成長に向けた施策を検討し、地域における所得格差の是正と経済的安定を進める
10.2	● バリアフリーな施設、交通機関の拡大等を含む老若男女問わず子供から大人まで全員が活躍できる社会の実現に向けた施策の実施を通じてすべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する
10.3	● 世帯、男女を問わず平等に機会を得られる社会の実現に向けた施策の実施、外国人、障がい者等の積極的な雇用を通じて成果の不平等を是正する
10.4	● 平等な社会保障、福祉等のソーシャルセーフティーネットの構築促進、地域の横のつながりを強化するための取組の実施を通じて平等の拡大を実現する
10.5	
10.6	
10.7	● 国際的な移住、人の国際的な移動に関する国際潮流、政策等の動向に関する情報発信を行うとともに、地域における海外人材の受け入れ体制を充実化させる

Goal 10「人や国の不平等をなくそう」

ゴール	ターゲット	まち・ひと・しごと政策目標
ゴール10. 各国内及び各国間の不平等を是正する Goal 10. Reduce inequality within and among countries	10.a 世界貿易機関(WTO)協定に従い、開発途上国、特に後開発途上国に対する特別かつ異なる待遇の原則を実施する。 Implement the principle of special and differential treatment for developing countries, in particular least developed countries, in accordance with World Trade Organization agreements	
	10.b 各国の国家計画やプログラムに従って、後開発途上国、アフリカ諸国、小島嶼開発途上国及び内陸開発途上国を始めとする、ニーズが最も大きい国々への、政府開発援助(ODA)及び海外直接投資を含む資金の流入を促進する。 Encourage official development assistance and financial flows, including foreign direct investment, to States where the need is greatest, in particular least developed countries, African countries, small island developing States and landlocked developing countries, in accordance with their national plans and programmes	1 (ア)生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組
	10.c 2030年までに、移住労働者による送金コストを3%未満に引き下げ、コストが5%を越える送金経路を撤廃する。 By 2030, reduce to less than 3 per cent the transaction costs of migrant remittances and eliminate remittance corridors with costs higher than 5 per cent	1 (ア)生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組

地方創生 SDGs 取組達成度評価項目	
10.a	WTO 協定の開発途上国、特に後開発途上国に対する特別かつ異なる待遇の原則及び実施状況に関する情報発信を通じた啓蒙活動を実施し、後開発途上国の最恵国待遇の実現に寄与する
10.b	JICA、JETRO、外務省と連携し、後開発途上国、アフリカ諸国、小島嶼開発途上国を始めとする援助のニーズが最も大きな国々へ日本の ODA を提供する際に地域事業者による技術支援の機会を提供する、また、直接投資を促進する際は地域金融機関による参画の機会を提供する。また、直接投資を促進する際は地域金融機関による参画の機会も提供する
10.c	Fintech や新規技術への投資を通じたイノベーションを通して日本の大都市、地方に移住した労働者による送金コストを 3%未満に引き下げ、コストが 5%を超える送金経路を撤廃する

Goal 11「住み続けられるまちづくりを」

ゴール	ターゲット	まち・ひと・しごと政策目標
ゴール11 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する Goal 11. Make cities and human settlements inclusive, safe, resilient and sustainable	11.1 2030 年までに、全ての人の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。 By 2030, ensure access for all to adequate, safe and affordable housing and basic services and upgrade slums	4 (ア)まちづくり・地域連携
	11.2 2030 年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。 By 2030, provide access to safe, affordable, accessible and sustainable transport systems for all, improving road safety, notably by expanding public transport, with special attention to the needs of those in vulnerable situations, women, children, persons with disabilities and older persons	4 (ア) まちづくり・地域連携 (カ)健康寿命をのばし生涯現役で過ごせるまちづくりの推進
	11.3 2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。 By 2030, enhance inclusive and sustainable urbanization and capacity for participatory, integrated and sustainable human settlement planning and management in all countries	4 (ア)まちづくり・地域連携
	11.4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。 Strengthen efforts to protect and safeguard the world's cultural and natural heritage	1(イ)観光業を強化する地域における連携体制の構築
	11.5 2030 年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。 By 2030, significantly reduce the number of deaths and the number of people affected and substantially decrease the direct economic losses relative to global gross domestic product caused by disasters, including water-related disasters, with a focus on protecting the poor and people in vulnerable situations	4 (ア) まちづくり・地域連携 (エ)住民が地域防災の担い手となる環境の確保 (キ)温室効果ガスの排出削減と気候変動への適応を進める地域づくり
	11.6 2030 年までに、大気質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。 By 2030, reduce the adverse per capita environmental impact of cities, including by paying special attention to air quality and municipal and other waste management	4 (キ)温室効果ガスの排出削減と気候変動への適応を進める地域づくり

地方創生 SDGs 取組達成度評価項目	
11.1	空家問題の解決、安全で快適な住環境の実現、質の高い基礎インフラの実現、IT 化等による公共サービスの拡大、購入、賃貸しやすい公正な価格の住居の提供等を通じて地域に住む全ての人々が安全に暮らせる環境を構築する
11.2	高齢者、女性、子供が利用しやすい公共交通機関の拡充、高齢者に配慮した経済的、肉体的に負担の少ない輸送システムの実現、事業者による革新的な輸送システムの研究開発、導入等 2030 年までに持続可能な輸送システムへのアクセスを実現する
11.3	地方公共団体ごとに持続可能な生活環境、居住環境の構築を進め、地域住民が住みやすい環境の整備・管理体制を構築する
11.4	日本の世界文化遺産、日本の伝統芸能や歴史的文化在、森、里、川、海を含む地域自然資源の保護・保全を強化する
11.5	災害に強いまちづくりの促進、災害時に高齢者や女性、子供を守るための地域レベルでの取組の促進(例:域内連携ネットワークの構築等)、事業者による防災対策関連製品の開発、販売等を通じ、災害に強い環境を整備し、災害による損害を削減する
11.6	地域事業者・家計等で大気汚染防止や資源循環等に取り組む、環境負荷を削減する

Goal 11「住み続けられるまちづくりを」

ゴール	ターゲット	まち・ひと・しごと政策目標
ゴール11. 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する Goal 11. Make cities and human settlements inclusive, safe, resilient and sustainable	11.7 2030 年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。 By 2030, provide universal access to safe, inclusive and accessible, green and public spaces, in particular for women and children, older persons and persons with disabilities	4 (ア) まちづくり・地域連携 (カ)健康寿命をのばし生涯現役で過ごせるまちづくりの推進
	11.a 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。 Support positive economic, social and environmental links between urban, peri-urban and rural areas by strengthening national and regional development planning	2 (ア)政府関係機関の地方移転 (オ)地方移住の推進 4 (ア)まちづくり・地域連携 (イ)「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持)
	11.b 2020 年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ(レジリエンス)を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組 2015-2030 に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。 By 2020, substantially increase the number of cities and human settlements adopting and implementing integrated policies and plans towards inclusion, resource efficiency, mitigation and adaptation to climate change, resilience to disasters, and develop and implement, in line with the Sendai Framework for Disaster Risk Reduction 2015-2030, holistic disaster risk management at all levels	4 (ア) まちづくり・地域連携 (エ)住民が地域防災の担い手となる環境の確保 (キ)温室効果ガスの排出削減と気候変動への適応を進める地域づくり
	11.c 財政的及び技術的な支援などを通じて、後発開発途上国における現地の資材を用いた、持続可能かつ強靱(レジリエント)な建造物の整備を支援する。 Support least developed countries, including through financial and technical assistance, in building sustainable and resilient buildings utilizing local materials	1 (ア)生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組

地方創生 SDGs 取組達成度評価項目	
11.7	● 老若男女問わず移動やアクセスがしやすいまちづくり促進、年代問わず人と触れ合うことができる社会インフラの実現、地域社会におけるつながりの場の設定等、地域住民が集まりやすいスペースを確保する
11.a	● 市街地と郊外との連結を実現する交通網、移動手段等の確保、郊外居住者への公平な社会サービスの提供実現、IT 技術等による情報格差の是正、事業者による郊外居住者へのサービス提供等を通じ、市街地と郊外との一体感を強化する
11.b	● 災害リスク管理体制の構築、市街地、郊外問わず、居住地における災害対策、災害時に備えた取組の強化、地域での防災計画の策定、防災対策関連製品の開発、販売等を通じ、地域レベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う
11.c	● JICA、外務省等を通じて、地域事業者の技術・製品等を活用し、後発開発途上国における持続可能かつ強靱(レジリエント)な建造物の整備を支援する

Goal 12「つくる責任つかう責任」

ゴール	ターゲット	まち・ひと・しごと政策目標
Goal 12. Ensure sustainable consumption and production patterns ゴール12 持続可能な生産消費形態を確保する	12.1 開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組み(10YFP)を実施し、先進国主導の下、全ての国々が対策を講じる。 Implement the 10 Year Framework of Programmes on Sustainable Consumption and Production Patterns, all countries taking action, with developed countries taking the lead, taking into account the development and capabilities of developing countries	1 (ア)生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組
	12.2 2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。 By 2030, achieve the sustainable management and efficient use of natural resources	
	12.3 2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。 By 2030, halve per capita global food waste at the retail and consumer levels and reduce food losses along production and supply chains, including post-harvest losses	1 (ウ)農林水産業の成長産業化
	12.4 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。 By 2020, achieve the environmentally sound management of chemicals and all wastes throughout their life cycle, in accordance with agreed international frameworks, and significantly reduce their release to air, water and soil in order to minimize their adverse impacts on human health and the environment	4 (キ)温室効果ガスの排出削減と気候変動への適応を進める地域づくり
	12.5 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。 By 2030, substantially reduce waste generation through prevention, reduction, recycling and reuse	4 (ア)まちづくり・地域連携 (カ)健康寿命をのばし生涯現役で過ごせるまちづくりの推進
	12.6 特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。 Encourage companies, especially large and transnational companies, to adopt sustainable practices and to integrate sustainability information into their reporting cycle	4 (ク)地方公共団体における持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた取組の推進

2

3

地方創生 SDGs 取組達成度評価項目	
12.1	● 地域での持続可能な消費と生産の促進
12.2	● 地域レベルでの天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用方法を検討し、2030 年までに運用を開始する
12.3	● 地域事業者による食品ロス削減に製品・サービス開発、生産・サプライチェーン全体での責任ある生産・消費に関する取組強化等を通じて食料廃棄を削減する
12.4	● 地域事業者による化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する
12.5	● 国際的な政策議論の潮流、取組等を参考に、各地方公共団体で 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する
12.6	● 地方事業者の取引先大企業や多国籍企業等の企業の持続可能な取組の導入や情報公開動向を注視し、自社に求められる対応を確認し、必要な対応をとる

Goal 12「つくる責任つかう責任」

ゴール	ターゲット	まち・ひと・しごと政策目標
Goal 12. Ensure sustainable consumption and production patterns ゴール12 持続可能な生産消費形態を確保する	12.7 国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。 Promote public procurement practices that are sustainable, in accordance with national policies and priorities	
	12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。 By 2030, ensure that people everywhere have the relevant information and awareness for sustainable development and lifestyles in harmony with nature	3 (エ)地域の実情に即した「働き方改革」の推進(ワーク・ライフ・バランスの実現等)
	12.a 開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。 Support developing countries to strengthen their scientific and technological capacity to move towards more sustainable patterns of consumption and production	1 (ア)生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組
	12.b 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。 Develop and implement tools to monitor sustainable development impacts for sustainable tourism that creates jobs and promotes local culture and products	1 (ア)生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組 (イ)観光業を強化する地域における連携体制の構築
	12.c 開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。 Rationalize inefficient fossil-fuel subsidies that encourage wasteful consumption by removing market distortions, in accordance with national circumstances, including by restructuring taxation and phasing out those harmful subsidies, where they exist, to reflect their environmental impacts, taking fully into account the specific needs and conditions of developing countries and minimizing the possible adverse impacts on their development in a manner that protects the poor and the affected communities	

地方創生 SDGs 取組達成度評価項目	
12.7	● 情報公開の強化等を通じて持続可能な公共調達慣行を促進する
12.8	● 環境等を配慮した生活、生産活動の促進、2 拠点生活の実現等地域を超えた人の頻繁な移動による新たな事業機会の創出等を通じて持続可能なライフスタイルを促進する
12.a	● JICA、JETRO、外務省等と連携し、開発途上国からの人材受け入れや日本の大企業、地域事業者の優れた技術、知識、専門的知見の共有を通じ、開発途上国のより持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する
12.b	● 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する
12.c	● JICA、外務省等と連携し、開発途上国の市場の歪みの是正や化石燃料の浪費を奨励する補助金を段階的に廃止する

Goal 13「気候変動に具体的な対策を」

ゴール	ターゲット	まち・ひと・しごと政策目標
ゴール13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる Goal 13. Take urgent action to combat climate change and its impacts	13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。 Strengthen resilience and adaptive capacity to climate-related hazards and natural disasters in all countries	4 (エ)住民が地域防災の担い手となる環境の確保、 (キ)温室効果ガスの排出削減と気候変動への適応を進める地域づくり
	13.2 気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。 Integrate climate change measures into national policies, strategies and planning	4 (キ)温室効果ガスの排出削減と気候変動への適応を進める地域づくり
	13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。 Improve education, awareness-raising and human and institutional capacity on climate change mitigation, adaptation, impact reduction and early warning	1 (ア)生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組 4 (エ)住民が地域防災の担い手となる環境の確保、 (キ)温室効果ガスの排出削減と気候変動への適応を進める地域づくり
	13.a 重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020年までにあらゆる供給源から年間1,000億ドルを共同で動員するという、UNFCCCの先進締約国によるコミットメントを実施するとともに、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる。 Implement the commitment undertaken by developed-country parties to the United Nations Framework Convention on Climate Change to a goal of mobilizing jointly \$100 billion annually by 2020 from all sources to address the needs of developing countries in the context of meaningful mitigation actions and transparency on implementation and fully operationalize the Green Climate Fund through its capitalization as soon as possible	4 (キ)温室効果ガスの排出削減と気候変動への適応を進める地域づくり
	13.b 後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する。 Promote mechanisms for raising capacity for effective climate change-related planning and management in least developed countries and small island developing States, including focusing on women, youth and local and marginalized communities	4 (キ)温室効果ガスの排出削減と気候変動への適応を進める地域づくり

2
3
4

地方創生 SDGs 取組達成度評価項目	
13.1	地域内での防災、自然災害へのコミュニティとしての連携、対応の強化、地域で気候変動や自然災害に対応するための施策の検討(事業者による新たな製品開発等)等を通じ、各地方公共団体レベルで気候関連災害や自然災害に対する強靱性及び適応の能力強化に貢献する
13.2	地方公共団体ごとに地域における気候変動対策に関する計画等の策定を検討する
13.3	- 地域レベルでの気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育と啓発の充実化、早期警戒のための技術開発、災害への対応体制の構築をすると同時に人的能力及び制度機能を向上させる - また、こうしたノウハウを日本の地方から積極的に海外輸出・共有する
13.a	JICA、外務省等と連携し、気候変動の緩和に関する政府レベルでの取組の支援に貢献する
13.b	JICA、外務省等と連携し、途上国からの研修員受け入れ等を通じて後発開発途上国及び小島嶼開発途上国における気候変動関連の効果的な計画策定と管理能力の向上支援に貢献する

Goal 14「海の豊かさを守ろう」

ゴール	ターゲット	まち・ひと・しごと政策目標
ゴール14. 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する Goal 14. Conserve and sustainably use the oceans, seas and marine resources for sustainable development	14.1 2025 年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。 By 2025, prevent and significantly reduce marine pollution of all kinds, in particular from land-based activities, including marine debris and nutrient pollution	1 (ウ)農林水産業の成長産業化
	14.2 2020 年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性(レジリエンス)の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。 By 2020, sustainably manage and protect marine and coastal ecosystems to avoid significant adverse impacts, including by strengthening their resilience, and take action for their restoration in order to achieve healthy and productive oceans	1 (ウ)農林水産業の成長産業化
	14.3 あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。 Minimize and address the impacts of ocean acidification, including through enhanced scientific cooperation at all levels	1 (ア)生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組
	14.4 水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020 年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制(IUU)漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。 By 2020, effectively regulate harvesting and end overfishing, illegal, unreported and unregulated fishing and destructive fishing practices and implement science-based management plans, in order to restore fish stocks in the shortest time feasible, at least to levels that can produce maximum sustainable yield as determined by their biological characteristics	1 (ウ)農林水産業の成長産業
	14.5 2020 年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の10パーセントを保全する。 By 2020, conserve at least 10 per cent of coastal and marine areas, consistent with national and international law and based on the best available scientific information	1 (ウ)農林水産業の成長産業化

地方創生 SDGs 取組達成度評価項目	
14.1	● 地域において、海洋ごみや海水の富栄養化、陸上活動による海洋汚染に関する情報発信を通じた啓蒙活動の実施及び行動を検討し、海洋汚染を防止、削減に貢献することで、漁業の持続性を維持する
14.2	● 地域において、地域海洋資源の持続的な利用に向けた取組の促進、地域の海洋沿岸の生態系の維持・管理に関する取組支援、海洋資源の保護と漁獲量拡大を両立させる取組の検討を通じて健全で生産的な海洋を実現するための生態系の回復のための取組に貢献する
14.3	● 地域において、海洋酸性化の影響を最小限化に向けた科学的協力及び啓蒙活動の実施することで漁業の持続性を維持する ● こうしたノウハウを日本の地方から海外に積極的に輸出・共有する
14.4	● 地域において、持続可能な漁業の実現に向けた適切な漁獲計画の作成、水産資源の維持、回復に関する取組の促進、漁業慣行の見直しを通じたより効率的な漁獲方法導入等を通じた水産資源の保全・回復及び漁業の持続的発展へ貢献する
14.5	● 地域において、政府が策定する沿岸域及び海域保全に関する計画の実施への支援を検討し、漁業の持続性を維持する

Goal 14「海の豊かさを守ろう」

ゴール	ターゲット	まち・ひと・しごと政策目標
Goal 14. Conserve and sustainably use the oceans, seas and marine resources for sustainable development ゴール 14. 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	14.6 開発途上国及び後発開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関(WTO)漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020 年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制(IUU)漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する。 By 2020, prohibit certain forms of fisheries subsidies which contribute to overcapacity and overfishing, eliminate subsidies that contribute to illegal, unreported and unregulated fishing and refrain from introducing new such subsidies, recognizing that appropriate and effective special and differential treatment for developing and least developed countries should be an integral part of the World Trade Organization fisheries subsidies negotiation¹⁶	1 (ウ)農林水産業の成長産業化
	14.7 2030 年までに、漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる。 By 2030, increase the economic benefits to small island developing States and least developed countries from the sustainable use of marine resources, including through sustainable management of fisheries, aquaculture and tourism	1 (ア)生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組 (ウ)農林水産業の成長産業化
	14.a 海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国および後発開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勘案しつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海洋技術の移転を行う。 Increase scientific knowledge, develop research capacity and transfer marine technology, taking into account the Intergovernmental Oceanographic Commission Criteria and Guidelines on the Transfer of Marine Technology, in order to improve ocean health and to enhance the contribution of marine biodiversity to the development of developing countries, in particular small island developing States and least developed countries	1 (ア)生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組 (ウ)農林水産業の成長産業化
	14.b 小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源及び市場へのアクセスを提供する。 Provide access for small-scale artisanal fishers to marine resources and markets	1 (ア)生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組 (ウ)農林水産業の成長産業化

地方創生 SDGs 取組達成度評価項目	
14.6	WTO における漁業補助金交渉の動向等に関する情報発信を通じた啓蒙活動を行い、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制(IUU)漁業につながる補助金の撤廃に向けた活動を支援する
14.7	JICA、JETRO、外務省等と連携し、途上国からの人材受け入れ等を行い、小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用及び漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理等を通じた経済的便益の増大に貢献する
14.a	JICA、JETRO、外務省等と連携し、途上国からの人材受け入れや日本の大企業・地域事業者の優れた技術・知識、専門的知見の輸出、共有を行い、海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上に貢献し、漁業の持続性を維持する
14.b	地域の小規模・沿岸零細漁業者のビジネス拡大のために、海洋資源及び国内外の市場アクセスを改善することで国内外における漁業の持続的発展を目指す



Goal 14「海の豊かさを守ろう」

ゴール	ターゲット	まち・ひと・しごと政策目標
	14.c 「我々の求める未来」のパラ 158 において想起されるとおり、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用のための法的枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約(UNCLOS)に反映されている国際法を実施することにより、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用を強化する。 Enhance the conservation and sustainable use of oceans and their resources by implementing international law as reflected in the United Nations Convention on the Law of the Sea, which provides the legal framework for the conservation and sustainable use of oceans and their resources, as recalled in paragraph 158 of “The future we want”	1 (ウ)農林水産業の成長産業化

1

地方創生 SDGs 取組達成度評価項目	
14.c	● 地域の漁業慣行に合致した形で持続可能な漁業の実現に関連する取組を促進し、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用のための法的枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約(UNCLOS)に反映されている国際法の実施に寄与する

2

Goal 15「陸の豊かさを守ろう」

ゴール	ターゲット	まち・ひと・しごと政策目標
Goal 15. Protect, restore and promote sustainable use of terrestrial ecosystems, sustainably manage forests, combat desertification, and halt and reverse land degradation and halt biodiversity loss ゴール15. 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	15.1 2020 年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。 By 2020, ensure the conservation, restoration and sustainable use of terrestrial and inland freshwater ecosystems and their services, in particular forests, wetlands, mountains and drylands, in line with obligations under international agreements	1 (ウ)農林水産業の成長産業化
	15.2 2020 年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。 By 2020, promote the implementation of sustainable management of all types of forests, halt deforestation, restore degraded forests and substantially increase afforestation and reforestation globally	1 (ウ)農林水産業の成長産業化
	15.3 2030 年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。 By 2030, combat desertification, restore degraded land and soil, including land affected by desertification, drought and floods, and strive to achieve a land degradation-neutral world	1 (ア)生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組
	15.4 2030 年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。 By 2030, ensure the conservation of mountain ecosystems, including their biodiversity, in order to enhance their capacity to provide benefits that are essential for sustainable development	4 (イ)「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持) (オ)ふるさとづくりの推進 (キ)温室効果ガスの排出削減と気候変動への適応を進める地域づくり
	15.5 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020 年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。 Take urgent and significant action to reduce the degradation of natural habitats, halt the loss of biodiversity and, by 2020, protect and prevent the extinction of threatened species	4 (キ)温室効果ガスの排出削減と気候変動への適応を進める地域づくり
	15.6 国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。 Promote fair and equitable sharing of the benefits arising from the utilization of genetic resources and promote appropriate access to such resources, as internationally agreed	1 (ウ)農林水産業の成長産業化 4 (キ)温室効果ガスの排出削減と気候変動への適応を進める地域づくり

2
3
4
5

地方創生 SDGs 取組達成度評価項目	
15.1	● 環境、生態保護に関する取組の促進、生態系保護に資する技術開発の促進等を通じ、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービス(農業・林業)の保全、回復及び持続可能な利用を確保する
15.2	● 植林等の森林保護に関する取組促進、森林減少に資する技術、製品等の開発、地域レベルでの持続可能な森林管理手法の検討等を通じ、森林減少を阻止し、劣化した森林の回復、新規植林及び再植林を増加させるとともに、それにかかわる事業(農業・林業等)を支援する
15.3	● JICA、外務省等と連携し、地域事業者の製品・技術等を活用し、国内外における砂漠化、干ばつ、劣化した土地と土壌の回復に貢献し、農業・林業における生産性を維持する
15.4	● 山地生態系の能力を強化するため、ビオトープ整備等、生物多様性を含む山地生態系の保全に繋がる施策を実施する
15.5	● 絶滅危惧種の保護、絶滅防止に向けた地域レベルでの取組、対策を検討し、実施する
15.6	● 農林水産省等と連携し、地方自治体における遺伝資源利用に関する情報発信等を通じ遺伝資源の適切な利活用を実現し、農林業の活発化を目指す

Goal 15「陸の豊かさを守ろう」

ゴール	ターゲット	まち・ひと・しごと政策目標
Goal 15. Protect, restore and promote sustainable use of terrestrial ecosystems, sustainably manage forests, combat desertification, and halt and reverse land degradation and halt biodiversity loss ゴール15. 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	15.7 保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する。 Take urgent action to end poaching and trafficking of protected species of flora and fauna and address both demand and supply of illegal wildlife products	
	15.8 2020 年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。 By 2020, introduce measures to prevent the introduction and significantly reduce the impact of invasive alien species on land and water ecosystems and control or eradicate the priority species	1 (ウ)農林水産業の成長産業化
	15.9 2020 年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。 By 2020, integrate ecosystem and biodiversity values into national and local planning, development processes, poverty reduction strategies and accounts	1 (ウ)農林水産業の成長産業化
	15.a 生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。 Mobilize and significantly increase financial resources from all sources to conserve and sustainably use biodiversity and ecosystems	
	15.b 保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する。 Mobilize significant resources from all sources and at all levels to finance sustainable forest management and provide adequate incentives to developing countries to advance such management, including for conservation and reforestation	1 (ウ)農林水産業の成長産業化
	15.c 持続的な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図る等、保護種の密猟及び違法な取引に対処するための努力に対する世界的な支援を強化する。 Enhance global support for efforts to combat poaching and trafficking of protected species, including by increasing the capacity of local communities to pursue sustainable livelihood opportunities	1 (ウ)農林水産業の成長産業化

地方創生 SDGs 取組達成度評価項目	
15.7	地方公共団体毎に違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処するための取組を促進する
15.8	国と連携し、外来種の侵入防止策の検討や地域の生態系の破壊を防止、改善するための施策の検討、実施を通じて外来種の侵入防止等に貢献することで日本の農林水産業を守る
15.9	政府レベルでの生態系と生物多様性に関する計画の実施に貢献するための地方公共団体レベルでの計画の策定、実施する
15.a	
15.b	地域の森林資源活用、保護に向けた取組、資金動員の実現、環境格付け融資、森林ファンド等の拡充を通じ、民間レベルでの持続可能な森林経営のための資金の調達を実現する
15.c	保護種の密漁・取引を防止するための取組を実施する

Goal 16「平和と公正をすべての人に」

ゴール	ターゲット	まち・ひと・しごと政策目標
Goal 16. Promote peaceful and inclusive societies for sustainable development, provide access to justice for all and build effective, accountable and inclusive institutions at all levels ゴール16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する	16.1 あらゆる場所において、全ての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。 Significantly reduce all forms of violence and related death rates everywhere	4 (ア)まちづくり・地域連携
	16.2 子供に対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。 End abuse, exploitation, trafficking and all forms of violence against and torture of children	3 (ウ)出産・子育て支援 4 (ア)まちづくり・地域連携
	16.3 国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、全ての人々に司法への平等なアクセスを提供する。 Promote the rule of law at the national and international levels and ensure equal access to justice for all	
	16.4 2030年までに、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復及び返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。 By 2030, significantly reduce illicit financial and arms flows, strengthen the recovery and return of stolen assets and combat all forms of organized crime	
	16.5 あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる。 Substantially reduce corruption and bribery in all their forms	
	16.6 あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。 Develop effective, accountable and transparent institutions at all levels	
	16.7 あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。 Ensure responsive, inclusive, participatory and representative decision-making at all levels	4 (ア)まちづくり・地域連携
	16.8 グローバル・ガバナンス機関への開発途上国の参加を拡大・強化する。 Broaden and strengthen the participation of developing countries in the institutions of global governance	

地方創生 SDGs 取組達成度評価項目	
16.1	地方行政機関内での相談窓口、ホットラインの設置、民間事業者との連携、地域社会による監視等を通じて、あらゆる形態の暴力及び暴力による死亡率を大幅に減少させるための取組を実施する
16.2	地方行政機関内での相談窓口、ホットラインの設置、民間事業者との連携、地域社会による監視等を通じて、子供に対する虐待を含む、あらゆる形態の暴力を撲滅する
16.3	地方行政機関内での相談窓口、ホットラインの設置、民間事業者との連携等を通じて、地域内のあらゆる人々へ司法への平等なアクセスを実現する
16.4	国際的な違法資金の流れ等に関する情報発信を通じた啓蒙活動の実施、暴力団排除条例の強化等を通じた組織犯罪の撲滅に向けた取組の強化を通じて、違法な資金及び武器の取引の減少、犯罪組織の根絶に貢献する
16.5	あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる
16.6	地方公共団体の説明責任の強化等を通じて調達情報の開示等透明性の高い公共機関の発展に向けた取組を促進する
16.7	地域の意思決定において、地域に住む人々の参加を促し、より内包的かつ地域住民の意見をより反映させた意思決定を実現する
16.8	JICA、外務省等と連携し、途上国からの人材の受入れ、人材育成等を通じ、政府レベルでのグローバル・ガバナンス機関への開発途上国の参加を拡大・強化する取組を支援する

Goal 16「平和と公正をすべての人に」

ゴール	ターゲット	まち・ひと・しごと政策目標
Goal 16. Promote peaceful and inclusive societies for sustainable development, provide access to justice for all and build effective, accountable and inclusive institutions at all levels ゴール16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する	16.9 2030 年までに、全ての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供する。 By 2030, provide legal identity for all, including birth registration	3 (ウ)出産・子育て支援
	16.10 国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。 Ensure public access to information and protect fundamental freedoms, in accordance with national legislation and international agreement	1 (ア)生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組 4 (ア)まちづくり・地域連携
	16.a 特に開発途上国において、暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅に関するあらゆるレベルでの能力構築のため、国際協力などを通じて関連国家機関を強化する。 Strengthen relevant national institutions, including through international cooperation, for building capacity at all levels, in particular in developing countries, to prevent violence and combat terrorism and crime	1 (ア)生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組
	16.b 持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。 Promote and enforce non-discriminatory laws and policies for sustainable development	

地方創生 SDGs 取組達成度評価項目	
16.9	● 地域に住む無戸籍者への相談窓口の開設、生活支援や教育支援を含め、行政として現行法上可能な範囲での総合的支援を実施する
16.10	● 情報への公共アクセスを可能とするインフラ整備等を通じ、地方に住むすべての人々による情報への公平なアクセスを確保する
16.a	● JICA、JETRO、外務省等と連携し、途上国からの人材受け入れや日本の大企業・地域事業者の優れた技術・知識・専門的知見の輸出・共有を通じて、暴力の防止やテロリズム・犯罪の撲滅のための能力構築に貢献する
16.b	● 国及び地方の条例等においてすべての人々の権利を尊重した公平な法規、政策、施策の実施を目指す

Goal 17「パートナーシップで目標を達成しよう」

ゴール	ターゲット	まち・ひと・しごと政策目標
Goal 17. Strengthen the means of implementation and revitalize the global partnership for sustainable development ゴール17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる	資金/Finance 17.1 課税及び徴税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援なども通じて、国内資源の動員を強化する。 Strengthen domestic resource mobilization, including through international support to developing countries, to improve domestic capacity for tax and other revenue collection	1 (ア)生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組
	17.2 先進国は、開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.7%に、後発開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.15～0.20%にするという目標を達成すると多くの国によるコミットメントを含む ODA に係るコミットメントを完全に実施する。ODA 供与国が、少なくとも GNI 比 0.20%の ODA を後発開発途上国に供与するという目標の設定を検討することを奨励する。 Developed countries to implement fully their official development assistance commitments, including the commitment by many developed countries to achieve the target of 0.7 per cent of gross national income for official development assistance (ODA/GNI) to developing countries and 0.15 to 0.20 per cent of ODA/GNI to least developed countries; ODA providers are encouraged to consider setting a target to provide at least 0.20 per cent of ODA/GNI to least developed countries	
	17.3 複数の財源から、開発途上国のための追加的資金源を動員する。 Mobilize additional financial resources for developing countries from multiple sources	
	17.4 必要に応じた負債による資金調達、債務救済及び債務再編の促進を目的とした協調的な政策により、開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、重債務貧困国 (HIPC) の対外債務への対応により債務リスクを軽減する。 Assist developing countries in attaining long-term debt sustainability through coordinated policies aimed at fostering debt financing, debt relief and debt restructuring, as appropriate, and address the external debt of highly indebted poor countries to reduce debt distress	
	17.5 後発開発途上国のための投資促進枠組みを導入及び実施する。 Adopt and implement investment promotion regimes for least developed countries	

地方創生 SDGs 取組達成度評価項目	
17.1	JICA、JETRO、外務省等と連携し、途上国からの人材受け入れや日本の大企業、地域事業者の優れた技術、知識、専門的知見の共有を通じて、開発途上国の課税及び徴税能力の向上及び国内資源の動員の強化に貢献する
17.3	日本として、開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.7%に、後発開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.15～0.20%にする、また、少なくとも GNI 比 0.20%の ODA を後発開発途上国に供与するという目標の設定を検討することを奨励する
17.3	日本として開発途上国のための追加的資金源を動員する
17.4	日本として協調的な政策を通じて開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、重債務貧困国(HIPC)の債務リスクを軽減するための取組を支援する
17.5	日本として後発開発途上国のための投資促進枠組みを導入及び実施する

Goal 17「パートナーシップで目標を達成しよう」

ゴール	ターゲット	まち・ひと・しごと政策目標
	技術/Technology 17.6 科学技術イノベーション(STI)及びこれらへのアクセスに関する南北協力、南南協力及び地域的・国際的な三角協力を向上させる。また、国連レベルをはじめとする既存のメカニズム間の調整改善や、全世界的な技術促進メカニズムなどを通じて、相互に合意した条件において知識共有を進める。 Enhance North-South, South-South and triangular regional and international cooperation on and access to science, technology and innovation and enhance knowledge sharing on mutually agreed terms, including through improved coordination among existing mechanisms, in particular at the United Nations level, and through a global technology facilitation mechanism	1 (ア)生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組
	17.7 開発途上国に対し、譲許的・特恵的条件などの相互に合意した有利な条件の下で、環境に配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散を促進する。 Promote the development, transfer, dissemination and diffusion of environmentally sound technologies to developing countries on favourable terms, including on concessional and preferential terms, as mutually agreed	1 (ア)生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組
	17.8 2017 年までに、後発開発途上国のための技術バンク及び科学技術イノベーション能力構築メカニズムを完全運用させ、情報通信技術(ICT)をはじめとする実現技術の利用を強化する。 Fully operationalize the technology bank and science, technology and innovation capacity- building mechanism for least developed countries by 2017 and enhance the use of enabling technology, in particular information and communications technology	1 (ア)生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組

地方創生 SDGs 取組達成度評価項目	
17.6	● 科学技術イノベーションの向上及びアクセスを改善すべく、日本の地方事業者及び研究機関を通じた積極的な交流、情報交換、共同研究、技術開発を推進する ● また、地域に埋もれた中核的な技術を南北協力を通じて輸出、移転、普及させる
17.7	● 環境に配慮した高い技術を持つ地方事業による JICA、外務省等と連携し、途上国からの人材受け入れ等を通じて途上国への環境に配慮した配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散に貢献する
17.8	● 途上国からの人材受け入れ地域の大学、研究機関を通じた技術の開発等を通じて途上国における ICT 化の実現技術の利用を強化する

Goal 17「パートナリツプで目標を達成しよう」

ゴール	ターゲット	まち・ひと・しごと政策目標
ゴール17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナリツプを活性化する Goal17. Strengthen the means of implementation and revitalize the global partnership for sustainable development	能力構築/Capacity-building 17.9 全ての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援するべく、南北協力、南南協力及び三角協力などを通じて、開発途上国における効果的かつ的をのぼった能力構築の実施に対する国際的な支援を強化する。 Enhance international support for implementing effective and targeted capacity- building in developing countries to support national plans to implement all the Sustainable Development Goals, including through North- South, South-South and triangular cooperation	1 (ア)生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組
	貿易/Trade 17.10 ドーハ・ラウンド(DDA)交渉の受諾を含むWTOの下での普遍的でルールに基づいた、差別的でない、公平な多角的貿易体制を促進する。 Promote a universal, rules-based, open, non-discriminatory and equitable multilateral trading system under the World Trade Organization, including through the conclusion of negotiations under its Doha Development Agenda	
	17.11 開発途上国による輸出を大幅に増加させ、特に2020年までに世界の輸出に占める後発開発途上国のシェアを倍増させる。 17.11 Significantly increase the exports of developing countries, in particular with a view to doubling the least developed countries' share of global exports by 2020	
	17.12 後発開発途上国からの輸入に対する特惠的な原産地規則が透明で簡略的かつ市場アクセスの円滑化に寄与するものとなるようにすることを含む世界貿易機関(WTO)の決定に矛盾しない形で、全ての後発開発途上国に対し、永続的な無税・無枠の市場アクセスを適時実施する。 Realize timely implementation of duty- free and quota-free market access on a lasting basis for all least developed countries, consistent with World Trade Organization decisions, including by ensuring that preferential rules of origin applicable to imports from least developed countries are transparent and simple, and contribute to facilitating market access	
	体制面/Systemic issues 政策・制度的整合性/Policy and institutional coherence 17.13 政策協調や政策の首尾一貫性などを通じて、世界的なマクロ経済の安定を促進する。 Enhance global macroeconomic stability, including through policy coordination and policy coherence	4 (エ)住民が地域防災の担い手となる環境の確保 (キ)温室効果ガスの排出削減と気候変動への適応を進める地域づくり
	17.14 持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。 Enhance policy coherence for sustainable development	4 (ク)地方公共団体における持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた取組の推進

地方創生 SDGs 取組達成度評価項目	
17.9	JICA、JETRO、外務省等と連携し、開発途上国からの人材受け入れや日本の大企業、地域事業者の優れた技術、知識、専門的知見の共有を通じて開発途上国の効果的かつ的を絞った能力構築に向けた国際的な支援を強化する
17.10	日本として WTO 下での普遍的なルールに基づき、差別的でない公平な多角的貿易体制の促進に貢献する
17.11	外務省、JICA、JETRO 等と連携し、世界の輸出に占める後発開発途上国のシェアの倍増に貢献する
17.12	JICA、JETRO、外務省等と連携し、開発途上国からの人材受け入れや日本の大企業、地域事業者の優れた技術、知識、専門的知見の共有を通じてすべての後発開発途上国に対し、永続的な無税・無枠の市場アクセスを適時実施する
17.13	日本としての政策の協調及び首尾一貫性を通じて世界的なマクロ経済の安定促進へ貢献する
17.14	- 政府レベルで取り組む持続可能な開発政策と地方公共団体レベルでの取り組む持続可能な開発政策の一貫性を強化する - また、地方創生に関する政策との一貫性を強化する

Goal 17「パートナーシップで目標を達成しよう」

ゴール	ターゲット	まち・ひと・しごと政策目標
Goal 17. Strengthen the means of implementation and revitalize the global partnership for sustainable development ゴール 17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	17.15 貧困撲滅と持続可能な開発のための政策の確立・実施にあたっては、各国の政策空間及びリーダーシップを尊重する。 Respect each country's policy space and leadership to establish and implement policies for poverty eradication and sustainable development	
	マルチステークホルダー・パートナーシップ/ Multi-stakeholder partnerships 17.16 全ての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。 Enhance the Global Partnership for Sustainable Development, complemented by multi-stakeholder partnerships that mobilize and share knowledge, expertise, technology and financial resources, to support the achievement of the Sustainable Development Goals in all countries, in particular developing countries	1 (ア)生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組
	17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 Encourage and promote effective public, public-private and civil society partnerships, building on the experience and resourcing strategies of partnerships	4 (ア)まちづくり・地域連携
	データ、モニタリング、説明責任/ Data, monitoring and accountability 17.18 2020年までに、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国を含む開発途上国に対する能力構築支援を強化し、所得、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障害、地理的位置及びその他各国事情に関連する特性別の質が高く、タイムリーかつ信頼性のある非集計型データの入手可能性を向上させる。 By 2020, enhance capacity-building support to developing countries, including for least developed countries and small island developing States, to increase significantly the availability of high-quality, timely and reliable data disaggregated by income, gender, age, race, ethnicity, migratory status, disability, geographic location and other characteristics relevant in national contexts	1 (ア)生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組
	17.19 2030年までに、持続可能な開発の進捗状況を測る GDP 以外の尺度を開発する既存の取組を更に前進させ、開発途上国における統計に関する能力構築を支援する。 By 2030, build on existing initiatives to develop measurements of progress on sustainable development that complement gross domestic product, and support statistical capacity-building in developing countries	1 (ア)生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組

地方創生 SDGs 取組達成度評価項目	
17.15	● 政府レベルの持続可能な開発に関する政策と整合した地方公共団体レベルでの取組を通じて日本として統一的な持続可能な開発に向けた取組を行う
17.16	● 外務省、JICA、JETRO 等と連携し、途上国からの人材受け入れや日本の大企業、地域事業者の優れた技術、知識、専門的知見の輸出・共有等を通じて持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップの強化に貢献する
17.17	● SDGs への取組促進に向けた地方公共団体、地域金融機関、市民等の社会の全てのステークホルダー間でのパートナーシップの実現、地方公共団体での SDGs に関する認知度向上、SDGs 目標達成に向けた地域レベルでの取組促進を通じて効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する
17.18	● 外務省、JICA、JETRO 等と連携し、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国を含む開発途上国からの人材受け入れや日本の大企業、地域事業者の優れた技術、知識、専門的知見の輸出・共有等を通じて、能力構築支援を強化し、所得、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障害、地理的位置及びその他各国事情に関連する特性別の質が高く、タイムリーかつ信頼性のある非集計型データの入手可能性を向上させる
17.19	● 外務省、JICA、JETRO 等と連携し、開発途上国からの人材受け入れや日本の大企業、地域事業者の優れた技術、知識、専門的知見の輸出・共有等を通じて統計に関する能力構築を支援し、持続可能な開発の進捗状況を測る GDP 以外の尺度を開発するための既存の取組を更に前進させる

